

北
井
旺
由
自
派
令

[illegible]

出張命令書兼支出調書

支出番号	第 8 - / 号	会派代表者	経理責任者
令和 5 年 8 月 1 日 起票			
支出科目	調査旅費		
支出額	¥1,756,440		

1 出張者内訳	出張者氏名	旅費 (円)	確認印
	1 阿部 剛四郎	146,370	
	2 秦野 恭義	146,370	
	3 仲道 俊寿	146,370	
	4 板倉 永紀	146,370	
	5 藤田 敬治	146,370	
	6 二宮 博	146,370	
	7 田島 寛信	146,370	
	8 倉掛 賢裕	146,370	
	9 長野 辰生	146,370	
	10 進 義和	146,370	
	11 牧 貴宏	146,370	
	12 山本 卓矢	146,370	
2 用務先	①東京都千代田区 (8月22日 14:00~16:00)		
	②沖縄県糸満市 (8月23日 15:30~17:00)		
3 出張期間	令和 5 年 8 月 22 日 から 令和 5 年 8 月 24 日 (: ~ :) (2 泊 3 日)		
4 用務内容	①「DXの推進」について		
	②「糸満市子どもを虐待から守る条例」について		
5 特記事項			

令和5年6月14日

総務課長 殿

会派名 自由民主党
氏名 阿部 剛四郎



計 算 依 頼 書

下記のとおり記 しますので旅費計算をお願いいたします。

記

日 程	令和5年8月22日 ~ 令和5年8月24日
出張者	阿部 剛四郎、秦野 恭義、仲道 俊寿、板倉 永紀、 藤田 敬治、二宮 博、田島 寛信、倉掛 賢裕、 長野 辰生、進 義和、牧 貴宏、山本 卓矢
用務地	①東京都千代田区 (8月22日 14:00~16:00) ②沖縄県糸満市 (8月23日 15:30~17:00)
用務内容	①「DXの推進」について ②「糸満市子どもを虐待から守る条例」について

旅 費 計 算 書

経 路	8月22日 大分-大分空港-羽田空港-京急蒲田-品川-泉岳寺-日本橋-九段下 8月23日 九段下-日本橋-泉岳寺-京急蒲田-羽田空港-那覇空港 8月24日 那覇空港-福岡空港-博多-大分		
旅費内訳	交通費	106,650	円
	宿泊料	28,500	円
	日 当	11,220	円
	計	146,370	円

（ 航空運賃として
97,580円 ）

上記のとおり通知いたします。



令和5年6月15日
総務課長 岡村 吉宏



		日当	宿泊	乗換案内の 交 通 費
8/22	大分市→千代田区	3,960	15,000	34,500
8/23	千代田区→糸満市	3,960	13,500	37,540
8/24	糸満市→大分市	3,300	—	34,610
		11,220	28,500	106,650

一人当たり旅費合計

146,370

- ※ 大分→大分空港間のエアライナーについては、4枚券を利用する。
- ※ 那覇空港から糸満市役所間のバス利用では用務開始時刻に間に合わないため、
那覇空港→糸満市役所まではタクシー利用とし、別途政務活動費から支出する。
- ※ 23日の用務終了後、22時頃までに帰る便に間に合わないため、後泊とする。
- ※ 博多→大分間は2枚切符を利用する。

乗換案内 Biz

Copyright © 2023 Jorudan Co., Ltd. All Rights Reserved. ヘルプ

詳細路線図 簡易路線図 バス路線図 住所 主要施設

大分

大分空港

羽田空港

京急蒲田

九段下

駅 6

検 索

駅名リセット

駅名入れ替え

2023年8月

22日

7時 0分

☒ 発 ☐ 着
時刻表も検索

往復割引

グリーン席

同一バス会社検索

大分 ~ 九段下 2023年8月22日 07時00分発

決 定

経路	評價	時間	切符/IC	乗換	距離
1 早 安 楽 飛 寝	8:42-12:47(4時間05分)	(割)45,300円	3回	—	34500
2 早 安 楽 飛 寝	8:42-12:54(4時間12分)	(割)52,230円	5回	—	(1#)
3 早 安 楽 飛 寝	8:42-12:43(4時間01分)	(割)52,080円	4回	—	
4 早 安 楽 飛 寝	8:42-12:53(4時間11分)	(割)52,080円	3回	—	

経路1

経路 定期代

経路	切符/IC	料金	乗車位置	距離	情報
08/22 大分／大分駅前					
8:42-9:42 60分	エアライナー[Z](大分空港行)	(割)1,300円	1050 枚		
(28分) 大分空港					
10:05-11:40 90分	ANA794便	32,820 43,370円	FLEX (最安)	803.0km	※
(23分) 羽田空港／羽田空港第1・第2ターミナル			1・2番線 番線発		
12:03-12:11 8分	京急空港線快特(青砥行)	340円	4・5号車	6.5km	※
直通 京急蒲田			4番線番 線着 4番線番 線発		
12:11-12:18 7分	京急本線快特(青砥行)	↓		8.0km	
直通(1分)品川			2番線番 線着 2番線番 線発		
12:19-12:21 2分	京急本線普通(青砥行)	↓		1.2km	
直通(1分)泉岳寺			4番線番 線着		
12:22-12:33 11分	都営浅草線(青砥行)	290円		6.1km	※
(8分) 日本橋(東京)			2番線番 線着 4番線番 線発		
12:41-12:47 6分	東京メトロ東西線(三鷹行)	↓		2.8km	
九段下			2番線番 線着		

乗換案内 Biz

Copyright © 2023 Jorudan Co.,Ltd. All Rights Reserved. ヘルプ

[詳細路線図](#)
[簡易路線図](#)
[バス路線図](#)
[住所](#)
[主要施設](#)

九段下

京急蒲田

羽田空港

那覇空港

駅5

駅6

検 索

駅名リセット

駅名入れ替え

2023年8月

23日

9時 45分

● 発 ○ 着

時刻表も検索

往復割引

グリーン席

同一バス会社検索

九段下 ~ 那覇空港 2023年8月23日 09時45分発 決 定

経路	評価	時間	切符/IC	乗換	距離
1 早 安 楽 飛 寝	10:19-14:50(4時間31分)	46,230円	2回	1607.6km	37570
2 早 安 楽 飛 寝	9:47-14:10(4時間23分)	46,110円	3回	1606.0km	
3 早 安 楽 飛 寝	9:52-14:15(4時間23分)	57,720円	2回	1609.4km	
4 早 安 楽 飛 寝	9:50-14:10(4時間20分)	46,230円	3回	1605.8km	

経路1

経路 定期代

経路	切符/IC	料金	乗車位置	距離	情報
08/23 九段下			1番線番線発		
10:19-10:25 6分 東京メトロ東西線(東陽町行)	 時刻表	290円	前ノ1号車	2.8km	※
(5分) 日本橋(東京)			3番線番線着 1番線番線発		
10:30-10:40 10分 都営浅草線エアポート快特(羽田空港第1・第2ターミナル行)	 時刻表	↓		6.1km	
直通(2分) 泉岳寺			1番線番線発		
10:42-18分 京急本線エアポート快特(羽田空港第1・第2ターミナル行)	 時刻表	340円		9.2km	※
直通 京急蒲田					
11:00 京急空港線エアポート快特(羽田空港第1・第2ターミナル行)	 時刻表	↓		6.5km	
(55分) 羽田空港第1・第2ターミナル/羽田空港			1・2番線番線着		
11:55-14:50 175分 JAL915便	 時刻表	36910 45,600円	特割 3A	1583.0km	
那覇空港					

乗換案内 Biz

Copyright © 2023 Jorudan Co., Ltd. All Rights Reserved. ヘルプ

[詳細路線図](#)
[簡易路線図](#)
[バス路線図](#)
[住所](#)
[主要施設](#)

那覇空港

福岡空港

博多

大分

駅 5

駅 6

検 索

駅名リセット

駅名入れ替え

2023年8月

24日

11時 0分

● 発 ○ 着

時刻表も検索 ☒往復割引 ☒グリーン席 ☒同一バス会社検索 ☐

那覇空港 ~ 大分 2023年8月24日 11時00分発

決 定

経路 評価 時間 切符/IC 乗換 距離

1 早 安 楽 飛 寝 11:15-16:04(4時間49分) 43,450円 2回 1065.8km 34610

2 早 安 楽 飛 寝 11:25-18:03(6時間38分) 31,010円 3回 1044.5km (2枚)

3 早 安 楽 飛 寝 11:15-16:04(4時間49分) 48,460円 2回 -

経路 1

経路 定期代

経路	切符/IC	料金	乗車位置	距離	情報
08/24 那覇空港					
11:15-12:55 100分	ANA1204便	飛 時刻表 27850 34,450円	FLEX(最安)	864.0km	※
(49分) 福岡空港					
13:44-13:50 6分	福岡地下鉄空港線(姪浜行)	地 時刻表 260円	1・3・4・6号車	3.3km	
(10分) 博多			3番線番線発		
14:00-16:04 124分	ソニック29号(大分行)	特 時刻表 3,740円	グリーン席 5,000円	198.5km	
大分	2枚切符 3300	2800			

糸満市役所入口
8:40
10:06
那覇空港
400円

TOP > バス乗換案内 > バス乗換案内 糸満市役所入口⇒那覇空港

出発 糸満市役所入口 到着 那覇空港 再検索

2023年08月24日 09:00 出発 レンタカー検索

時刻表改正について | 運賃表示について | バス対応路線

1

09:40 発 ⇒ 10:06 着

所要時間：26分

¥ 400 円

乗換 0 回

印刷

メール送信

カレンダー登録

ルート指摘

出発
09:40発

糸満市役所入口

周辺地図

時刻表

25分

琉球バス [189]糸満空港線 那覇空港国内線ターミナル行

途中の停留所

運賃 400円

10:05着
10:05発

那覇空港国内線ターミナル

周辺地図

時刻表

1分

徒歩

10:06着
到着

那覇空港

周辺地図

時刻表

周辺情報

ホテル

グルメ

住宅情報

バス停

駅

駐車場

レンタカー予約

那覇空港を出てからの徒歩ルート

周辺にあるスポットまでのルートを検索します。徒歩での移動に便利です。

CO2排出量
388g (概算)

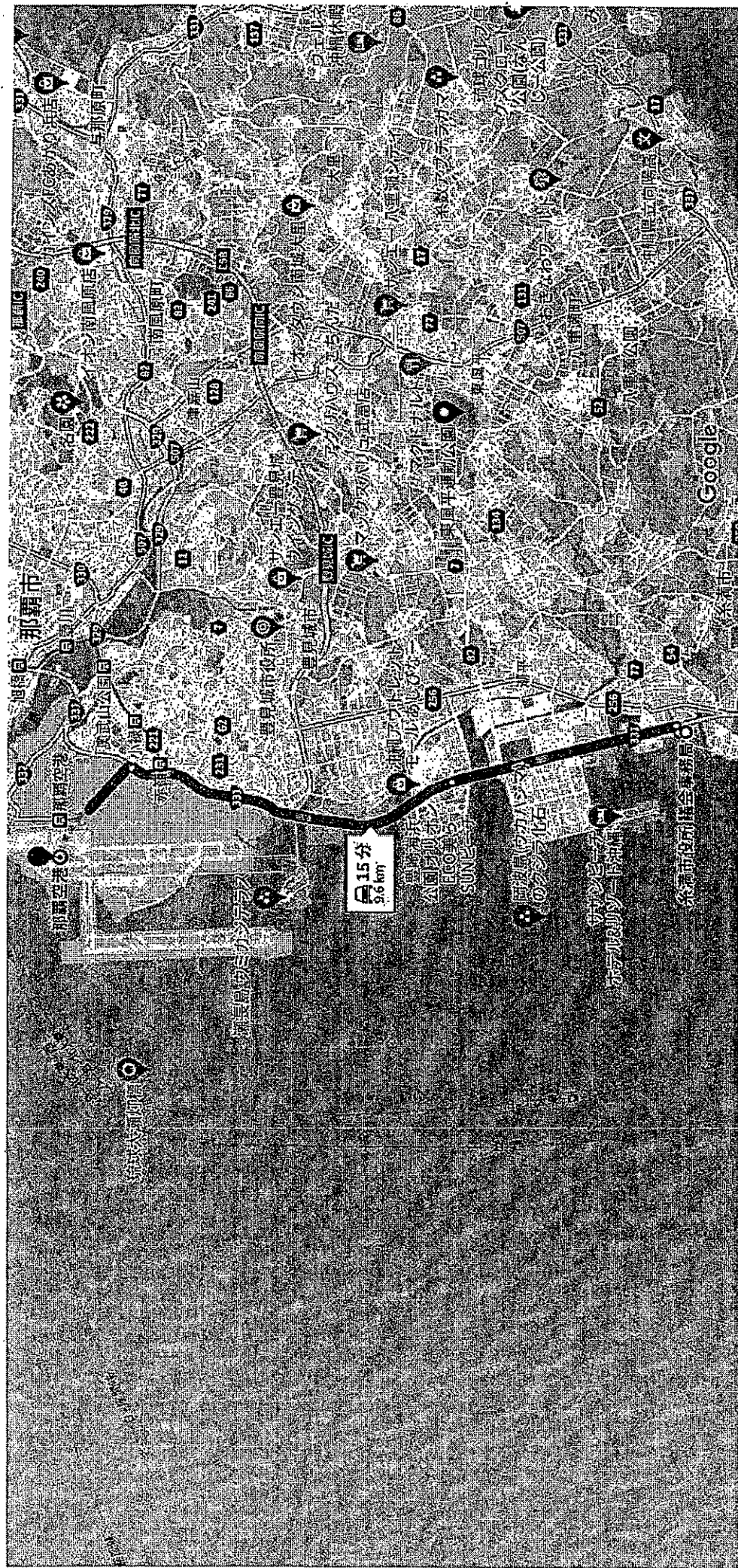
メールで送る

他の移動手段でのルート

再検索

Google 糸満市役所 議会事務局、〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1 から 那覇空港

車 9.6 km、15 分



地図データ ©2023 1 km

国道331号 経由
交通状況を反映した現時点の最速ルート
15 分
9.6 km

「那覇空港」周辺のスポット

大分市議会行政視察団

8月22日(火)

大分空港発(10:05)⇒⇒ ANA794 ⇒⇒ 羽田空港着(11:40)
羽田空港発(12:24) == 京急エアポート快速 == 日本橋駅(12:53)
日本橋駅発() == 東京メトロ東西線 == 九段下着()
千代田区議会視察(14:00 ~ 16:00)

8月23日(水)

羽田空港発(11:55)⇒⇒ JAL915 ⇒⇒ 那覇空港着(14:35)
那覇空港 <タクシーにて分乗して糸満市役所へ所要時間 25分> 糸満市役所
糸満市視察 (15:30~17:30)
視察終了後<タクシーにて分乗してホテルへ 所要時間 35分>

ホテル 西鉄リゾートイン那覇

住所: 〒900-0033 那覇市久米2丁目3-13

電話: 098-869-5455

8月24日(木)

各自ホテルにて朝食 <チェックアウト時間まで各自自由行動>
*チェックアウト 11時

那覇空港発(11:15)⇒⇒ ANA1204 ⇒⇒ 福岡空港着(12:55)
福岡空港国内線ターミナルから国際線ターミナルへ移動<無料バス>
福岡空港国際線ターミナル (13:45) == 高速バスとよのくに == トキハ前(15:50)

福岡空港発 13:20 === 福岡市営地下鉄 === 博多駅着 13:30
博多駅 14:00 === リニャ29号 === 大分駅着 16:04

大分市議会行政視察 行程表

出張者：自由民主党

	日付(曜)	旅 行 日 程									
1	8月22日 火曜日	8:42発 大分	9:42着/10:10発 大分空港	11:40着/12:03発 羽田空港	12:21着/12:22発 泉岳寺	12:33着/12:41発 日本橋	12:47着 九段下	ANA794 東京メトロ東西線 都営浅草線 京急空港線・京急本線			宿泊先 ルポール麹町
		千代田区議会 ※視察 14:00~16:00 「DXの推進」について									
2	8月23日 水曜日	9:07発 九段下	9:13着/9:18発 日本橋	9:30着/9:31発 泉岳寺	9:56着/11:55発 羽田空港	14:35着 那覇空港	15:25着 糸満市役所	東京メトロ東西線 都営浅草線 京急空港線・京急本線 JAL915 タクシー			宿泊先 西鉄リゾート那覇
		※視察 15:30~17:00 「糸満市子どもを虐待から守る条例」について									
3	8月24日 木曜日	11:15発 那覇空港	12:55着/13:44発 福岡空港	13:50着/14:00発 博多	16:04着 大分駅	ANA1204 福岡地下鉄 空港線 ソニック29号					

千代田区DX戦略

～だれもが幸せな社会の実現に向けて～

（概要版）

令和 4 年 4 月

将来像と方向性、取組みを描き、区民と共有します

区がデジタル技術を使って、どんな将来像をめざし、どのように区民生活が変わっていくのか共有します。

組織や職員も変わることを宣言します

区民生活をより良くするためには、これまでのサービスそのものを見直し、デジタル時代に合わせ再設計する必要があります。

これまでのやり方に固執することなく、チャレンジします。

基本理念
コンセプト



3年の
方向性
取組み

Step 1



Step 2



Step 3

将来像



基本理念

Design 顧客志向の追求

区民等の幸せを第一に考え、デザイン思考でサービスを提供します。

Change 行政内部の変革

クオリティの高いサービスを提供し続けるためには、生産性向上は必須です。

慣習や前例にとらわれることなく、仕事の進め方そのものを見直し（BPR）と組織の垣根を越えたコラボレーションをさらに促進します。

Safety 情報資産の管理と運用

適切なセキュリティ対策による情報を管理し、効果的な活用を促進します

日本語

English

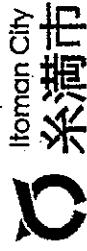
繁体中文

簡體中文

한국어

español

português



文字サイズ |

| 背景色 |

[市サイトマップ]

検索

いとまん
観光ナビ

トップ

お集まりの方へ

行政情報

[TOP > 組織 > こども未来課](#)[TOP > 分野 > 子供の安全、虐待、子育て相談](#)

いいね！ 0

糸満市子どもを虐待から守る条例が公布されました！！

2022年2月8日

児童相談所における虐待相談件数は、年々増加しており、虐待により子どもの尊い命が失われる痛ましい事件が全国で後を絶たないなど、子どもに対する虐待は、深刻かつ重大な問題となっております。

このような中、令和3年12月市議会定例会において、県内市町村初となる「糸満市子どもを虐待から守る条例」が可決され、12月28日に公布されました。施行は令和4年4月1日を予定。

市としては、この条例を制定したことで、市民の皆様には児童虐待防止への理解を深めていただくとともに、市や保護者、警察・学校等の関係機関の責務が明確化され、また、関係機関における情報共有を強化することで、児童虐待の未然防止と早期発見につなげ、全ての子どもが虐待から守られ、健やかに成長できる社会の実現を目指してまいります。その他、厚生労働省が定める11月の「児童虐待防止推進月間」に加え、児童相談所の虐待対応ダイヤル「189（いちやく）」に合わせ、毎月18、19日を児童虐待防止推進の日と制定しております。また、来年度には、市内500世帯に児童虐待に関する意識調査を実施し、結果を基に体罰と子供の違いや子どもの意見表明権についても啓発していきたいと考えております。

[糸満市子どもを虐待から守る条例.pdf\(185KBytes\)](#)[子どもを虐待から守る条例チラシ.pdf\(277KBytes\)](#)

お問い合わせ

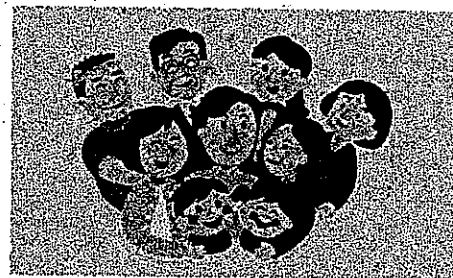
[こども未来課](#)[こども未来係](#)

令和3年12月28日に 「糸満市子どもを虐待から守る条例」が 公布されました。



子育ての毎日は、子どもの成長への喜びや驚きにあふれています。しかし、同時に子育てに迷い不安になり、思うようにいかないとき、つい子どもを怒鳴ったり、手をあげてしまうといった行動に繋がってしまうことがあります。子育てや家庭の問題など様々なストレスが時に子どもへの虐待の引き金となっていることも…。

糸満市では、社会全体の宝である子どもが家庭や地域のむくもりの中で、愛されて育ち、守られ、夢や希望を抱きながら健やかに成長していくことを願い、「糸満市子どもを虐待から守る条例」を制定しました。これから先、体罰や児童虐待の無いまちを目指して、児童虐待防止に向けた様々な取り組みを実施します。



条例制定の経緯

糸満市は、子どもを虐待から守ることに関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の未然防止及び早期発見、虐待から子どもたちを守るために必要な施策の基本的な事項を定めることにより、子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的に「糸満市子どもを虐待から守る条例」を制定しました。



児童虐待防止に関する関係機関の責務

市の責務

- 子どもにとって最善の利益となるよう取り組む。
- 子育て家庭が孤立することのないよう必要な支援を行う。
- 専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行う。
- 人材の確保及び資質向上を図ることで人材の育成に努める。
- 体罰の禁止及び虐待の通告義務等について啓発活動する。

市民等の責務

- 虐待の未然防止および早期発見に努める。
- 子育てに係る保護者の負担を理解し、地域で子育て家庭を見守る。
- 市が行う子どもの安全の確保に協力するよう努める。

保護者の責務

- 虐待を決して行わず、子どもの健全な成長、発達に努める。
- 子どもの自主性および自発性を育む健全な養育に努める。
- 体罰を加える行為その他の心身の苦痛を与える行為をしない。
- 子育てに係る生活環境が地域社会から孤立しないよう努める。
- 関係機関等による指導、助言等に対し、必要な改善を行う。

関係機関等の責務

- 虐待の未然防止及び早期発見に努める。
- 子どもを虐待から守るため、虐待防止に関する施策に協力する。

支 出 調 書

支出番号	第 8-2 号	会派代表者	経理責任者
2023 年 8 月 31 日 起票			
支出科目	その他の経費		
支出額	¥1,794 —		
支出内容	7月分燃料費として (阿部議員)		
支出先	東九州石油㈱		

領収書等貼付欄



納品書 (領収書)

売上

2023年07月27日 10:44

株式会社 阿部剛一郎様

現金固定

61-01131-000083-001



レシートNo. 0077-02

ハイオク

P-6 内税 10%

37.00L, J

@194.00 ¥7178

11100.00

合計

¥7,178

(内消費税等

¥653)

(内消費税

@53.80

¥1,991)

※上記にて領収書とさせていただきます。

1万-2822

8千- 822

2023/07/27 (073171)

東九州石油㈱

大在SS

大分県大分市城原字尾崎2674-2

TEL097-592-4001

担当: 

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

会派代表者 殿

2023年 8月 31日

会派名 自由民主党
氏 名 阿部剛四郎

燃 料 費 計 算 書

(2023年 7 月分)

月 日	燃料費 (円)	支出先
7月27日	7,178	東九州石油㈱
計	① 7,178	
控除すべき金額	②	(②の控除理由)
小計 (①-②)	③ 7,178	
請求額 (③×25%)	1,794	

※ 領収書 (カード利用の場合は納品書) は、裏面 又は別紙に貼付してください。

※ 領収書 (カード利用の場合は納品書) には車番、給油年月日、金額が記載されていること。

支 出 調 書

支出番号	第 8 - 3 号	会派代表者	経理責任者
令和 5 年 8 月 31 日 起票		阿部	板倉
支出科目	その他の経費		
支出額	1,280.-		
支出内容	文具(便箋) 8冊 (板倉議員)		
支出先	株式会社ハンズマン わさだ店		

領収書等貼付欄

板倉永紀 様
領 収 証

登録番号 T9350001008222
株式会社ハンズマン
宮崎県都城市吉尾町2080番地
わさだ店 TEL 097-586-1811
営業時間 朝7時～夜10時

2023年08月09日(水)18:03 LSP0006

費No00070318田中(ゆ)

文具 ¥380
文具 2個 X ¥450 ¥900

△計 ¥1,280
合計 (内税10% 対象 ¥1,280)
(内税10% ¥116)
(内税計 ¥116)

お預り ¥2,000
お釣り ¥720
お買上点数 3点

領収書が複数の場合は裏面に貼付すること。

支 出 調 書

支出番号	第 8 - 4 号	会派代表者	経理責任者
令和5年 8月 31日 起票			
支出科目	その他の経費		
支出額	¥2,631 —		
支出内容	7月分燃料費として.....(板倉議員)		
支出先	東九州石油(株).....		
領収書等貼付欄 別紙添付			

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

会派代表者 殿

令和 5 年 8 月 31 日

会派名 自由民主党

氏 名 板倉 永紀 (印)

燃 料 費 計 算 書

(令和 5 年 7 月分)

月 日	燃料費 (円)	支出先
7 月 21 日	9,570	東九州石油㈱
月 日		
月 日		
計	消費税 957 ① 10,527	
控除すべき金額	② 0	(②の控除理由)
小計 (①-②)	③ 10,527	
請求額 (③×25%)	7,268.1	

※ 領収書 (カード利用の場合は納品書) は裏面に貼付してください。

※ 領収書 (カード利用の場合は納品書) は車番、給油年月日、金額が記載されていること。

8 7 0-1 1 4 3

便後納

01118-012500



長全圖

大分市 867-1

707-569-3308

FAX 097-569-3259

ご入金の際は 8月31日までに
最寄りのSSまでお願いします。

裏面より開封し、なかをご覧ください。

制血
米
器
3-2

客棧：01118-012500

締日: 2023年 7月 31日

東九州石油チエン

二人金予定：2023年

8 13 31 1

区 市 町 村	車 号	車 番	商 品 名	数 量	単 価	金 額	税 額	給 油 S.S.名
721			***ご入金(現金)*** ***当月ご入金計***			29315 29315		大分南
721	001		レギュラーガソリン [課税商品計] 10% [消費税等計] 10% [総 合 計]	5500	17400	9570 18966 1897 20863		大分南
						9570 18966 1897 20863		
						10.527		

当月ご請求額 29315 20863

当月お買上額 0 20863

差引繰越額 0 20863

区
市
町
村

非課税商品
※：内税商品の税抜き単身価格

(お願) 御住所、御名前等に変更がございましたら、最寄りの~~分~~まで

領 収 証

№ 659384

コード 01118-012500

2023年 8月 25日

板倉 永紀 様

領収金額 ¥20863

上記の金額を正に領収致しました。
尚、入金明細については左記の通りです。

東九州石油株式会社

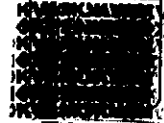
大分営業部 〒870-0003 大分市 大分ビル1F
TEL(097)532-9931 FAX(097)532-9769
宮崎営業部 〒880-0851 宮崎市 目黒ビル
TEL(0985)28-0000 FAX(0985)28-2088

本社・管理部 〒870-0003 大分市生石4丁目1番20号大分ビル1F
TEL(097)532-9100 FAX(097)532-9101

収 入

印 紙

取扱者印



内 訳			金 額	
請 求 額			20	863
領収額	現 金	小 切 手	20	863
	相 殺	振 込		
	手 形	年 月 日		
残 高				0
摘 要				

※ 金額訂正又は社印、取扱者印なきものは無効と致します。

支 出 調 書

支出番号	第 8 - 5 号	会派代表者	経理責任者
令和5年 8月 31日 起票			
支出科目	その他の経費		
支出額	¥5,248 —		
支出内容	7月分電話料等 (板倉議員)		
支出先	NTTファイナンス㈱、ソフトバンク(株)		
領収書等貼付欄 別紙添付			

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

会派代表者 殿

令和5年 8月 3/日

会派名 自由民主党
氏名 板倉 永紀

電話等利用計算書

(令和5年 7月分)

項目	登録番号	金額(円)	支出先	備考
電話料金	097-574-4718	5,248		NTTファイナンス(株)
FAX料金		266		ソフトバンク(株) Y. mobile
インターネット料金 (プロバイダ名)				
タブレット通信料				
携帯電話料金		266 2,506		ソフトバンク(株) NTTファイナンス(株)
合計		① 13,120		

① × 40% = 0円 … ②

② 又は 13,000円のうち、少ない方の金額 →

請求金額 5,248 円

※ 領収書は、別紙又は裏面に貼付し、添付してください。

請求書 (西日本ご利用分)

870-1148

大分市大字田尻天領ハイツ109

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

自由民主党市議団板倉永紀 様



023082101042209595

02333

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 8月17日発行

発行会社 差出: NTTファイナンス(株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0800-3335550 (無料)

【逕付先】

〒812 博多区大井1丁目 日本郵便(株)

-0001 博多北郵便局 私書箱1003号

社用コード M20021211002 02333 02324 00 M

61 000000 10

23080301M

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(

1/

2ページ

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	2023年 8月ご請求分	5,348円	2023年 8月31日(木)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額

5,348円

(合計)

5,348円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様ご請求番号
BILLING NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 8月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆NTT西日本ご利用分			
5,348	3,200	フレッツ 光ライト F利用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	-400	あつと割 光ライト割 7月 1日～ 7月31日	合 算
	1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1 7月 1日～ 7月31日 電話番号 は097-574-4718	合 算
	480	ひかり電話A (エース) 定額料2 7月 1日～ 7月31日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。	合 算
	200	複数チャネル使用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	100	追加番号使用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	736	ひかり電話 (通話料) 7月 1日～ 7月31日	合 算
	-480	ひかり電話A (エース) 定額料分通話 7月 1日～ 7月31日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他 7月 1日～ 7月31日 2番号分	合 算
	486	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
◇合計	5,348	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/q8/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021211002 02333 02324

870-0852
大分県大分市田中町1-14-3-302号

発行日 2023年8月11日

板倉 永紀

様

ソフトバンク株式会社

登録番号: T9010401052465

〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

|||||000000-0088147-00001/00001|

000000-0088147-00001/00001
K-07G3AA13510088147#

B10237860725206323811C

お問い合わせ先 (INFORMATION)

ワイモバイルカスタマーサポート

<https://ymobile.jp/s/uLHCz>

※オペレーターをご希望の方もこちら



日頃は当サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。
Thank you very much for using ymobile service.

請求先番号
(BILLING NUMBER)

8607252063

お支払期日までに、裏面に記載されている金融機関・コンビニエンスストア各窓口でお支払いをお願いいたします。

Please make payment at Financial institutions or convenience stores printed on the back

なお、支払期日を過ぎますと、延滞利息がかかることや、ご利用が停止となる事がありますので、必ずお支払期日までにお支払いをお願いいたします。

請求年月
(MONTH OF ISSUE)

2023年 7月分

請求金額
(Total Amount Due)

4,116円

お支払期日
(DUE DATE)

2023年 8月28日 (月)

請求金額の内訳は裏面または別紙をご確認ください。
口座振替をお申し込みの場合も、金融機関での手続き完了までのあいだは、
払込取扱票でお支払いをお願いいたします。

お知らせ

4,116
△ 5,500 (手数料)
△ 500 (手数料)
2,666 -

今月のトピックス

- ワイモバイルのお支払いはPayPayカードがお得です！是非この機会に入会をご検討ください。
- 口座振替をご利用のお客さまで残高不足により一定の回数で引き落としができなかった場合、払込用紙によるご請求書（手数料有料）にお支払い方法を変更することがあります。（別途、払込処理手数料も発生します）
- SoftBank光/SoftBank Airの記載がある場合、前月1日～末日ご利用分となります。請求内訳はMy Y!mobileをご確認ください。

ayPay請求書払いなら外出不要で便利です（PayPayマネー限定）

Summary of your charges ご利用料金内訳明細書

000000-0088147-00001/00001
K-07G3AA13510088147

ご請求先名： 板倉 永紀 様

ご請求先番号： 
Billing Number

ソフトバンク株式会社 (ワイモバイル)
登録番号： T9010401052465

お客さまご契約数		1 件	2023年 7月分 (2023年 7月 1日～2023年 7月31日ご利用分)	
電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳		内 訳 金 額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 0年 0ヶ月 * *			
	基本料 シンプルM [7月30日～ 7月31日]		192	1.0%
	通話料 シンプルM		700	1.0%
	月額料 スーパーだれとでも定額 (S) [7月30日～ 7月31日]		109	1.0%
	割引 スーパーだれとでも定額 (S)		-65	1.0%
	(スーパーだれとでも定額 (S) 通話回数 9回)			
	無料 スーパーだれとでも定額 (S) 無料通話分		-700	1.0%
	通信料 データ通信 (3G) @0円 7765 Pkt		0	1.0%
	通信料 データ通信 (4G/5G) @0円 2467252 Pkt		0	1.0%
	(通信量合計 2475017 Pkt [0.30GB])			
	通信料 メール (SMS) (S.B.M/他社宛)		3	1.0%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット [7月30日～ 7月31日]		30	1.0%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット無料特典 (3.0円 × 1.0.0%)		-30	1.0%
	月額料 スマートフォンセキュリティバックプラス		600	1.0%
	割引 iPhone・スマートフォンセキュリティバックプラス		-600	1.0%
	月額料 データ増量オプション		500	1.0%
	割引 データ増量オプション		500	1.0%
	手数料 契約事務手数料		3,500	1.0%
	その他 ユニバーサルサービス料		2	1.0%
	その他 電話リレーサービス料		1	1.0%
	小計		3,742	
	課税対象額 計		3,742	
	課税対象 1.0%		3,742	
	消費税等 計		374	
	消費税等 1.0%		374	
	ご請求金額		4,116	
	税込金額 計 1.0%		4,116	

(1 頁)

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会のHPをご参照ください。https://www.tea.or.jp/
※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBank、My Y!mobile、LINEMOマイメニューの契約内容照会よりご確認ください。
※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

自由民主党市議団板
倉永紀 様

お客様番号

2023年 8月ご請求分

金額(円)

¥5,348-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 取 日 附 印

70344
23.8.25
本庁市役所②
収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、本領受領証をお出しください。上記以外でお支払いの場合は、切り取り取らないでください。

払込受領証
(金融機関兼用)

払込人氏名
板倉 永紀

様

ご請求先番号



請求年月

2023年07月

金額

4,116円

受取人

ソフトバンク株式会社(モバイル)

受領印

収金印(粘着貼)
防水・防湿・防汚



お客さま控

↓下の領金を切り取り、当指定のコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、ドコモショップへ払い込みをお使いいただけます。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, or a docomo shop.

お客様電話番号等
BILLING NUMBER請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年 8月ご請求分

ご請求内訳

(お客様)

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計) 4,960	4,960	ご利用期間 (7/1~7/31)	
(5,680)	(5,680)	ギガライト2:2年定期	合 算
(-1,000)	(-1,000)	(内訳) ギガライト2:2年定期	
(280)	(280)	(内訳) みんなドコモ割	
0	0	(内訳) spモード利用料 [日割]	
		(参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,712	12	ステップ4:5GB~7GB	
	1,700	3回線以上	
◇その他ご利用料金等 (計) 618	467	7/1~7/29	合 算
	150	7月ご利用分	合 算
	1	かけ放題オプション定額料	合 算
◇消費税等相当額 (計) 729	729	7/1~7/29	合 算
		請求書発行手数料	合 算
◇合計 8,019	8,019	ユニバーサルサービス料/基本 [日割]	合 算
		1番号あたり2円のご請求となります	
		消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
		合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、7月まで	24年9か月となりました。

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

電話料金等払込受領証

ドコモご利用分

ご請求先氏名
板倉永紀 様



2023年 8月ご請求分

金額(円)

¥8,019-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 / ドコモ

0120-800-000

領 収 日 附 印



収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、左側2枚をお出しください。上記以外のお支払いの場合は、こちらを添付してください。

支 出 調 書

支出番号	第 8 - 6 号	会派代表者	経理責任者
2023年 8月 31日 起票			
支出科目	人件費		
支出額	¥120,000 —		
支出内容	8月 賃金 (会派)		
支出先			
領収書等貼付欄			

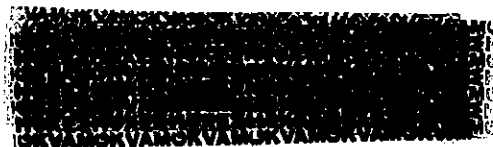
領収書

令和5年 8月31日

自由民主党大分市議団
代表者 阿部 剛四郎 様

¥ 1 2 0 , 0 0 0 —

但し、令和5年 8月分賃金として
上記正に領収いたしました

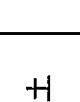
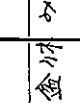
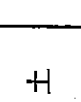
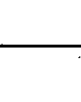
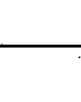
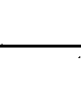
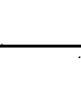


関連資料は支出小号簿 5-11号に
添付済み

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

令和5年 8月 出勤名簿

氏名 ()

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
個人印					土	日				祝	土	日	← 金曜日	→ 金曜日		
日付	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
個人印			土	日						土	日					

旅費精算兼旅行命令変更書

支出番号	第 8 - 7 号	会派代表者	経理責任者
令和 5年 8月 31日 起票			
支出科目	調査旅費		
支出額	0 -		

1 出張者内訳	出張者氏名	旅 費 金 額			精算印									
		精算前	精算後	差 額										
	1. 阿部 剛四郎	146,370	146,370	0										
	2. 秦野 恭義	146,370	146,370	0										
	3. 仲道 俊寿	146,370	146,370	0										
	4. 板倉 永紀	146,370	146,370	0										
	5. 藤田 敬治	146,370	146,370	0										
	6. 二宮 博	146,370	146,370	0										
	7. 田島 寛信	146,370	146,370	0										
	8. 倉掛 賢裕	146,370	146,370	0										
	9. 長野 辰生	146,370	146,370	0										
	10. 進 義和	146,370	146,370	0										
	11. 牧 貴宏	146,370	146,370	0										
	12. 山本 卓矢	146,370	146,370	0										
2 用務先	①東京都千代田区 ②沖縄県糸満市													
3 出張期間	令和 5年 8月 22日から 8月 24日まで													
4 旅 費	<table border="0"> <tr> <td>概算額</td> <td>1,756,440</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>精算額</td> <td>1,756,440</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>差 額</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>					概算額	1,756,440	円	精算額	1,756,440	円	差 額	0	円
概算額	1,756,440	円												
精算額	1,756,440	円												
差 額	0	円												
5 用務内容	①「DXの推進」について ②「糸満市子どもを虐待から守る条例」について													
6 特記事項 (変更理由)	出張命令書兼支出調書 支出番号第8-1号													

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

阿部 剛四郎 様

金額 ¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し 航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者

1. 8/2 ANA 794 大分/羽田
2. 8/3 JAL 915 羽田/那覇
3. 8/4 ANA 1204 那覇/福岡

ハートラベル 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

秦野 恭義 様

金額 ¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し 航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者

1. 8/2 ANA 794 大分/羽田
2. 8/3 JAL 915 羽田/那覇
3. 8/4 ANA 1204 那覇/福岡

ハートラベル 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

仲道 俊寿 様

金額 ¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し 航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者

1. 8/2 ANA 794 大分/羽田
2. 8/3 JAL 915 羽田/那覇
3. 8/4 ANA 1204 那覇/福岡

ハートラベル 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

板倉 永紀

様

金 額

¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し 航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者



1. 8/22 ANA 794 大分/羽田

2. 8/23 JAL 915 羽田/那覇

3. 8/24 ANA 1204 那覇/福岡

ハートラバル

株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

藤田 敬治

様

金 額

¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し 航空券代金として

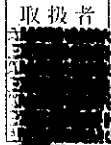
上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者



1. 8/22 ANA 794 大分/羽田

2. 8/23 JAL 915 羽田/那覇

3. 8/24 ANA 1204 那覇/福岡

ハートラバル

株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

二宮 博

様

金 額

¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し 航空券代金として

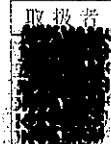
上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者



1. 8/22 ANA 794 大分/羽田

2. 8/23 JAL 915 羽田/那覇

3. 8/24 ANA 1204 那覇/福岡

ハートラバル

株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

田島 寛信

様

金額

¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し

航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者

8/22 ANA 794 大分/羽田

ハートトラベル

株式会社 ハート

8/23 JAL 915 羽田/那覇

代表取締役 前田 信治

8/24 ANA 1204 那覇/福岡

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワオビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

倉掛 賢裕

様

金額

¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し

航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者

8/22 ANA 794 大分/羽田

ハートトラベル

株式会社 ハート

8/23 JAL 915 羽田/那覇

代表取締役 前田 信治

8/24 ANA 1204 那覇/福岡

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワオビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

長野 辰生

様

金額

¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し

航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者

8/22 ANA 794 大分/羽田

ハートトラベル

株式会社 ハート

8/23 JAL 915 羽田/那覇

代表取締役 前田 信治

8/24 ANA 1204 那覇/福岡

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワオビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

進 義 和

様

金 額

¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し 航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者

1. 8/22 ANA 794 大分/羽田 ハートトラベル 株式会社 ハート
2. 8/23 JAL 915 羽田/那覇
3. 8/24 ANA 1204 那覇/福岡

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9 イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

牧 貴 宏

様

金 額

¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し 航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者

1. ANA 794 8/22 大分/羽田 ハートトラベル 株式会社 ハート
2. JAL 915 8/23 羽田/那覇
3. ANA 1204 8/24 那覇/福岡

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9 イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 6 月 22 日

山本 卓矢

様

金 額

¥ 9 7 5 8 0

(内消費税等)

但し 航空券代金として

上記の金額正に領収しました。

(摘要)

印

紙

取扱者

1. 8/22 ANA 794 大分/羽田 ハートトラベル 株式会社 ハート
2. 8/23 JAL 915 羽田/那覇
3. 8/24 ANA 1204 那覇/福岡

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9 イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

出 張 報 告 書

報告者 板倉 永紀

[illegible]

視察報告書

視察報告者 阿部 剛四郎

【視察期間】 令和5年8月22日（火）～8月24日（木）

【視察日】 令和5年8月22日（火）

【視察先】 東京都千代田区

【調査事項】 DXの推進について

【調査概要及び所感】

デジタル政策課の御郷^{みごう}課長、デジタル推進担当課長の小菅^{こすが}氏より千代田区のDX推進について説明を受けた。

デジタル技術活用による行政サービス、業務生産性の向上として、デジタル政策課（8名）、情報システム課（14名）体制で取組んでいる。

DXの推進については、人材の確保と職員、市民との共通認識が不可欠であり、全庁的に取組む体制づくりが必要であると感じた。また、市民に理解してもらう為にいろいろな工夫をして推進すべきであると感じた。

【視察日】 令和5年8月23日（水）

【視察先】 沖縄県糸満市

【調査事項】 「糸満市子どもを虐待から守る条例」について

【調査概要及び所感】

議会事務局兼城局長から歓迎のごあいさつと糸満市の概況について説明を受けた。

その後、こども未来部こども未来課の上原課長、宇都宮係長よりこの条例についての説明を受けた。

「糸満市子どもを虐待から守る条例」は、2022年4月より施行されている。

この条例を生かす為、こども未来部を設置し対応している。児童虐待は社会問題化している状況であり、全市民で健全な子どもを育成する為に取り組んでいかなければと痛切に感じた。

視察報告書

視察報告者 秦野 恭義

【視察期間】 令和5年8月22日～8月24日

【視察日】 令和5年8月22日（火）

【視察先】 東京都千代田区

【調査事項】 千代田区DXの推進について

【所感】

「誰もがデジタル技術の思考を享受できる」ことを目的に、区民には自分にあった方法を選択してサービスを受けられるように、職員には自分の働き方をデザインし、ムダなくコラボして仕事ができるように先進的に取り組んでいる。

紙社会からの脱却・ムダのない仕事を目指して取り組みを始めたところである。

将来社会の理想像を目指している。

【視察日】 令和5年8月23日（水）

【視察先】 沖縄県糸満市

【調査事項】 糸満市子どもを虐待から守る条例について

【所感】

児童虐待は社会問題化している状況であり、絶対にあってはならない事である。

各市とも最優先で取り組んでいるが、糸満市の場合条例を制定し、部も設置して積極的に取り組んでいる。

全市民の関心のもと息の長い取り組みが必要である。

『千代田区 DX 戦略について』

※デジタル=現実世界の「ものごと」や「できごと」を、「0」や「1」に変換し、コンピュータで扱えるようにした姿

※トランスフォーメーション=変革、変換

【一般的な DX の定義】 デジタル技術を活用し、生活をより良いものへと変革すること

【千代田区の DX の定義】 デジタル技術を活用し、区民の利便性と職員の生産性を向上すること

千代田区 DX のテーマは、『誰も取り残されることなく、（中略）千代田区 DX を推進する』です。大分市議会の DX を推進できるか出来ないか、この『誰も取り残さない』がキーワード、ネックになっていると思っています。

大分市議会もやっと去年から DX に取り組み始めました。

まず、『会議日程等の通知をタブレットのみとする』ところから始めたかったところですが、タブレットの操作スキルで行き詰まってしまいました。

操作スキル向上のためのヒントが千代田区にありました。千代田

区は、職員の DX を補佐する「サポーター」を全ての課に配置していました。スキルの高い職員を選別して振り分けたのではなく、それぞれの課から推薦された職員が「サポーター」に就任したそうです。大分市議会でも「サポーター」制度を導入できないか、検討してみようと思います。

自分を取り残されそうになるので、何から始めればよいか、よく分かっているつもりです。

仲道としひさ

『糸満市子どもを虐待から守る条例』

糸満市児童虐待死事案について、令和2年3月23日、検証報告がなされ、7つの提言がありました。提言の中に児童相談所棟^等に連携がありました。児童相談所は、すべての都道府県、政令指定都市に最低1ヶ所以上設置されています。2006年（平成18年）4月から中核市でも設置できるようになりました。大分市も設置の準備を始めています。

児童相談所は、18歳未満の子どもの心やからだのこと、家庭や学校での問題などの相談を受付けています。具体的には、虐待など子どもの人権にかかわること、わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿、ことばの遅れ、虚弱、自閉傾向、家出、盗み、乱暴他です。

相談は、子ども本人からはもちろん、家族、学校の先生、地域の方など、どなたからでも大丈夫です。電話番号は全国共通189（い

ちはやく)、大分県中央児童相談所 097-544-2016 です。24 時間 365 日受付けています。相談は無料です。

昨年度、大分県の中央児童相談所で受けた相談件数は 1,353 件、その内大分市からの相談は 794 件でした。虐待は絶対にあってはならないことですが、その他子育てに関すること等、いろいろな相談を受付けています。また、例えば支援が必要な障がいが認められる場合など、児童相談所から様々な支援を受けることができます。気軽に御相談いただきたいと思います。秘密は守られます。

仲道としひさ

行政視察報告書

報告者

板倉 永紀

[所感] 令和5年8月22日(火) 14:00 千代田区

千代田区——「DXの推進」について

・区議会事務局 山本氏よりご案内いただき、政策経営部デジタル政策課長 御郷誠氏、デジタル推進担当課長 小菅啓介氏より説明を受けた。

千代田区のDX戦略の基本的考え方は、将来の方向性と取組を描き、デジタル技術を活用して、それらによってどのような将来像をめざし、かつデジタル技術活用によって、区民生活がどのように変わっていくのかをともに考え共有し、組織や職員自体も変わることで、デジタル社会にに合わせて従来の行政サービスを見直し、これまでの方法に固執することなく、サービスの再設計にチャレンジすることにある。

その中で、

- ①顧客志向の追及——区民の幸せを第一に考え、デザイン思考でサービスの提供を行う。
- ②行政内部の変革——クオリティの高いサービスを提供し続けるためには、生産性の向上が必須であり、慣習や競争にとらわれることなく、仕事の進め方自体の見直しと組織の垣根を越えたコラボをさらに促進する
- ③情報資産の管理と運用——適切なセキュリティ対策によって情報を管理し、効果的な活用を推進する。

・さらに千代田区のDXを推進する体制を区役所全体で共有ことによって

- ①デジタル技術活用による行政サービス及び業務生産性の向上
- ②業務システムの運営と整備、情報セキュリティー対策

を推進し、DX戦略コンセプトである

- ①区民が選択できる ②デジタルワークフローの実現
- ③区民1人ひとりを個でとらえたサービス「CRM」の実現
- ④温かみのあるサービス「Face to Face」

を進めることで、だれもがデジタル技術の恩恵を享受することができる。

また

- ・デジタルデバイト対策——スマホ講習会、相談窓口の設置
- ・窓口キャッシュレス——窓口でのキャッシュレス開始(令和4年8月)
- ・レイアウトの変更(ワークプレイス変革)
- ・独自のポータルサイト——区のDX戦略に掲げる将来像を実現するため
デジタル世界での「区と区民の結節点」をめざす。
- ・利便性の向上(業務効率化)

等を区役所全庁的に実施することで、他の分野の手続きにも順次拡大しており、DXの機能拡充も随時検討している。利便性の向上と業務効率化が進んでいることを実感した。



千代田区

政策経営部 デジタル政策課
デジタル政策課長

み ごと まこと

御郷 誠

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

TEL: 03-5211-4300

E-mail: m-migo@city.chiyoda.lg.jp



千代田区

政策経営部 デジタル政策課
デジタル推進担当課長

こ すが けいすけ

小菅 啓介

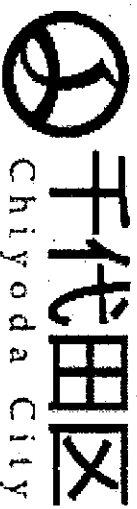
〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

TEL: 03-5211-4299

E-mail: k-kosuga@city.chiyoda.lg.jp



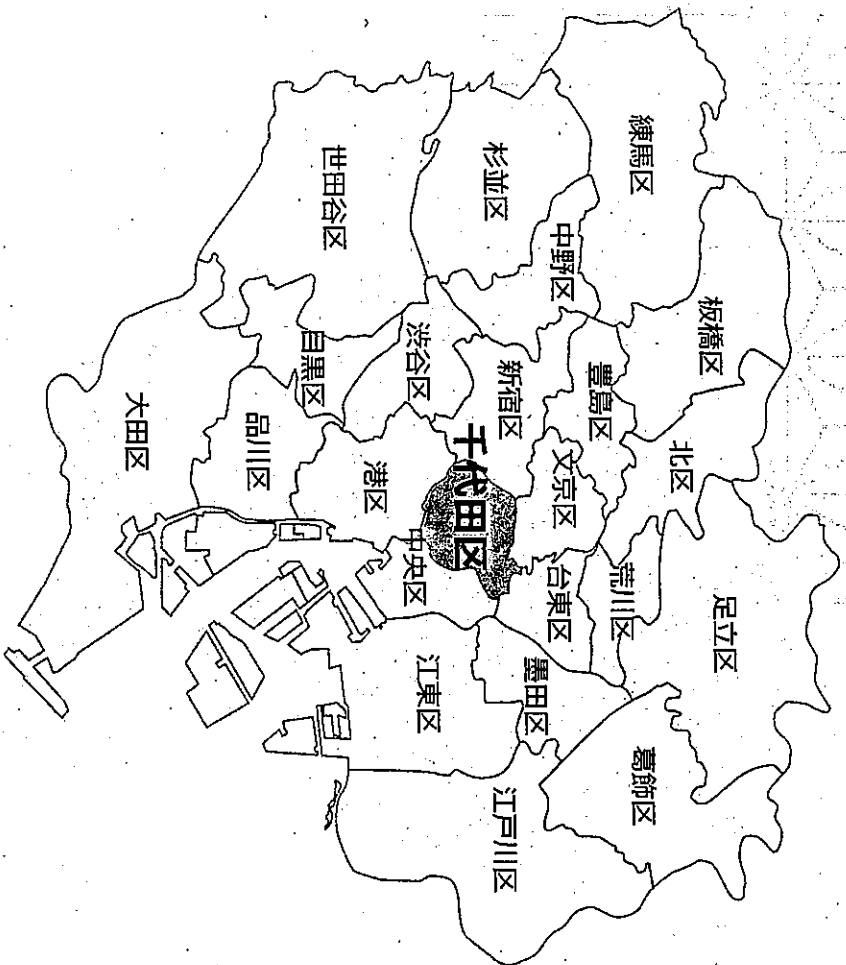
千代田区の DXの推進について



千代田区
Chiyoda City

2023(令和5)年8月22日(火)

千代田区の位置、広さと人口

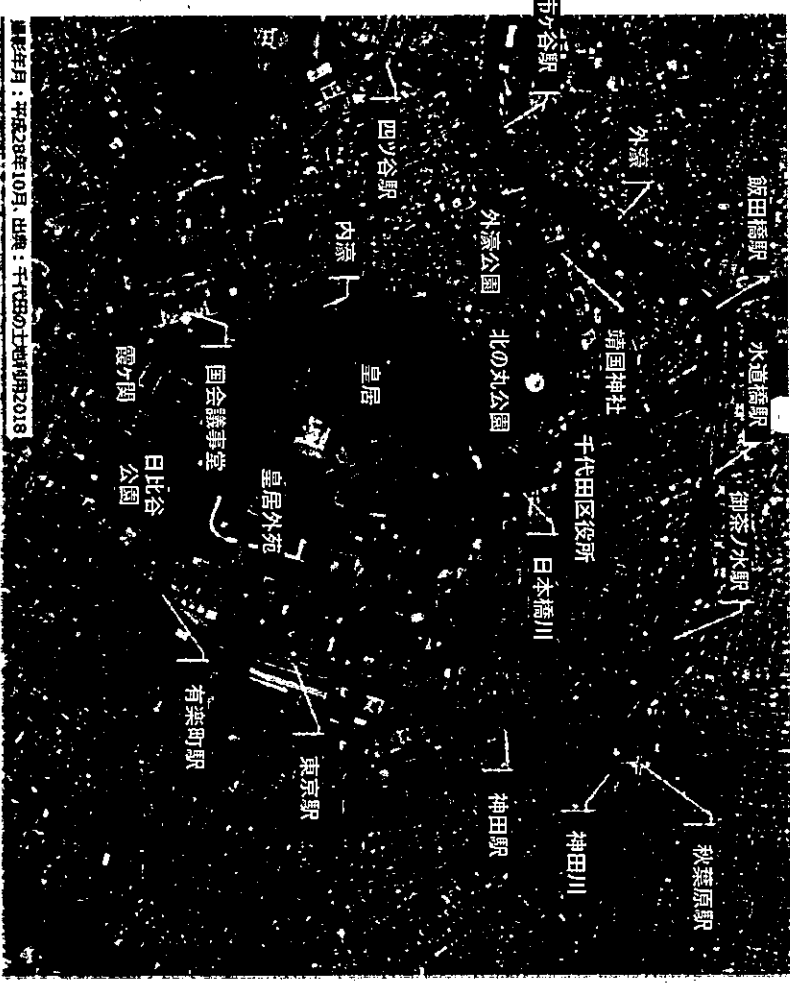


面積：11.66 km²

● うち皇居：約1.42km²

(区の面積の約12%)

● 23区の中、面積順で19位



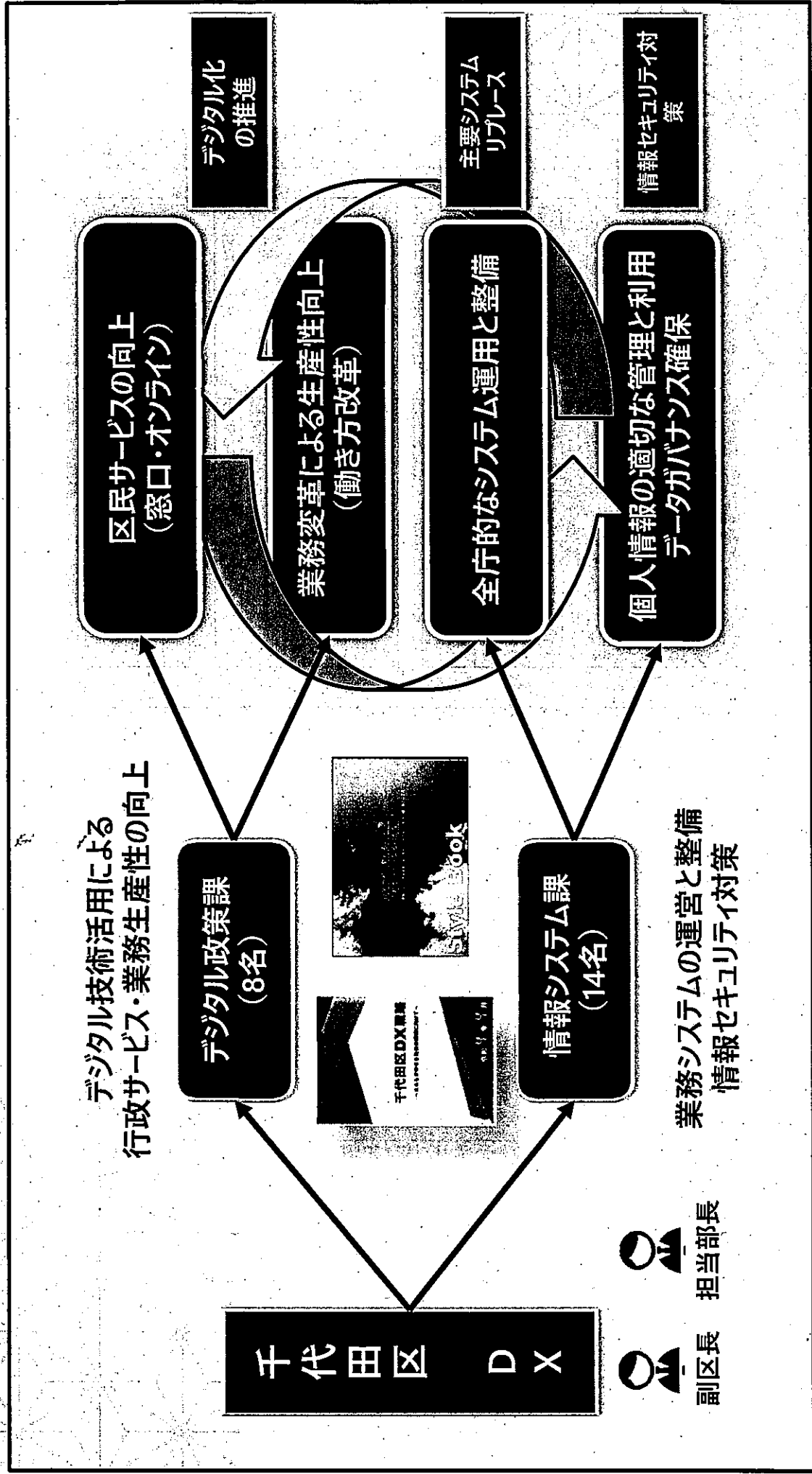
人口：68,506 人

(住民基本台帳、令和5年7月1日現在)

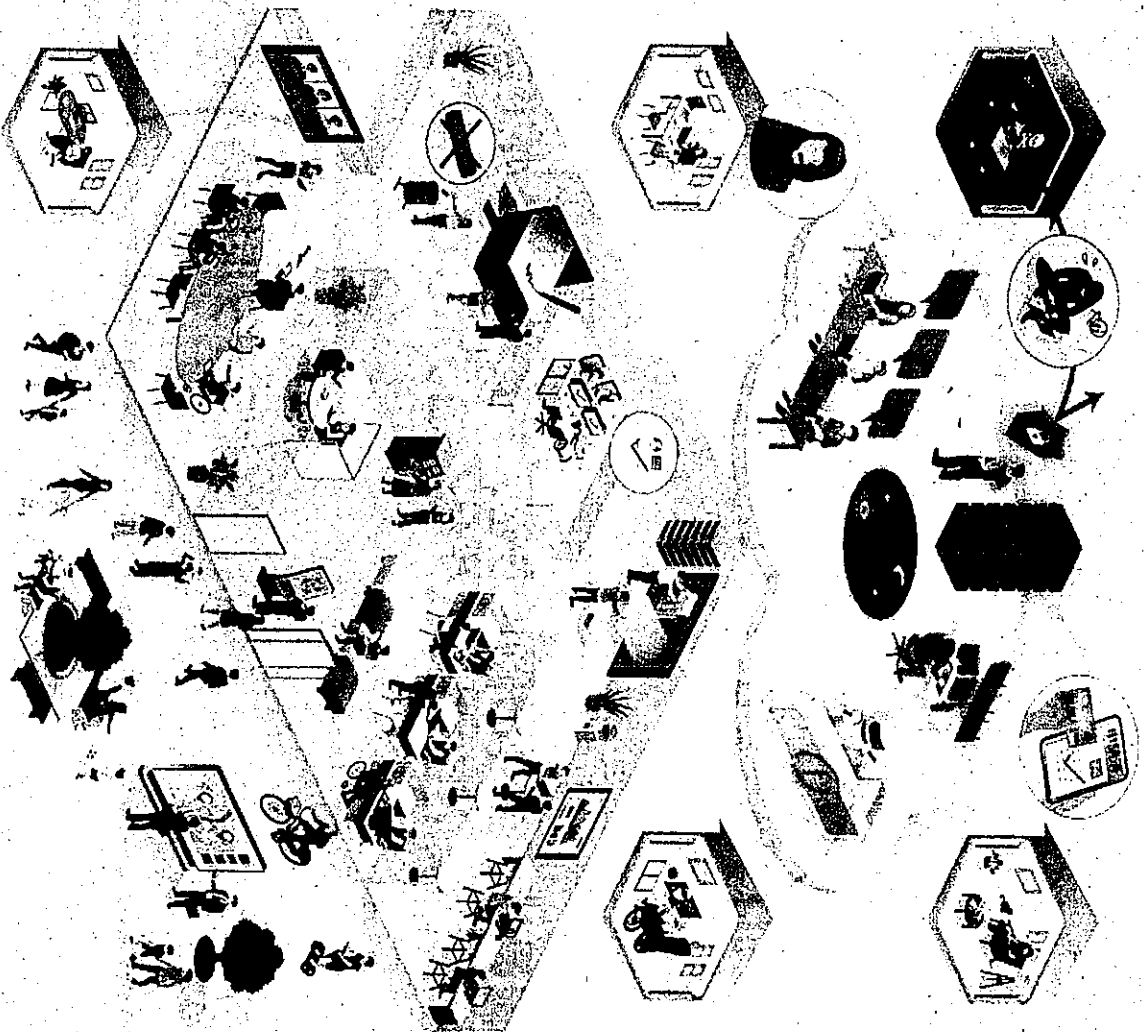
● 23区の中で最も人口が少ない

● 昼間人口は約90万人であり、
夜間人口と比べて約13倍

千代田区DXの体制



千代田区DXの概要





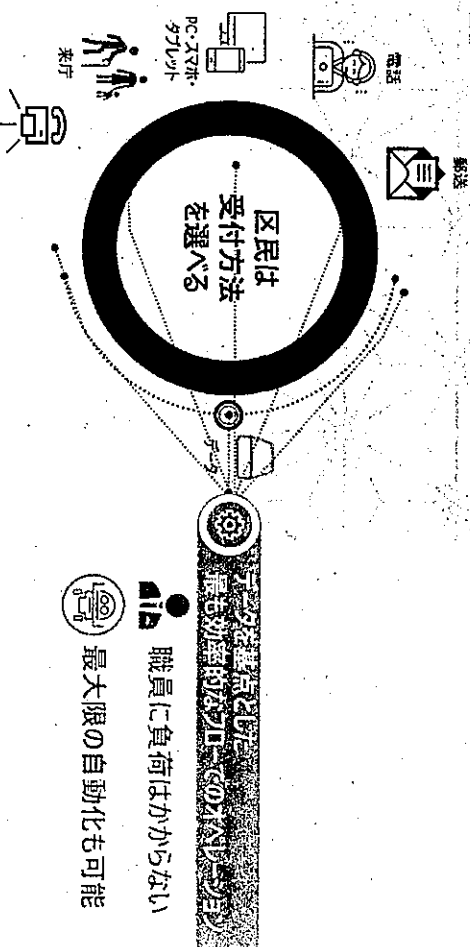
区民は、いつでも、どこでも、だれもが、
自分にあった方法を選択して、サービスを受けることができる

職員は、自分の働き方をデザインすることができ、
いつでも、どこでも、ムダなく、コラボして仕事できる

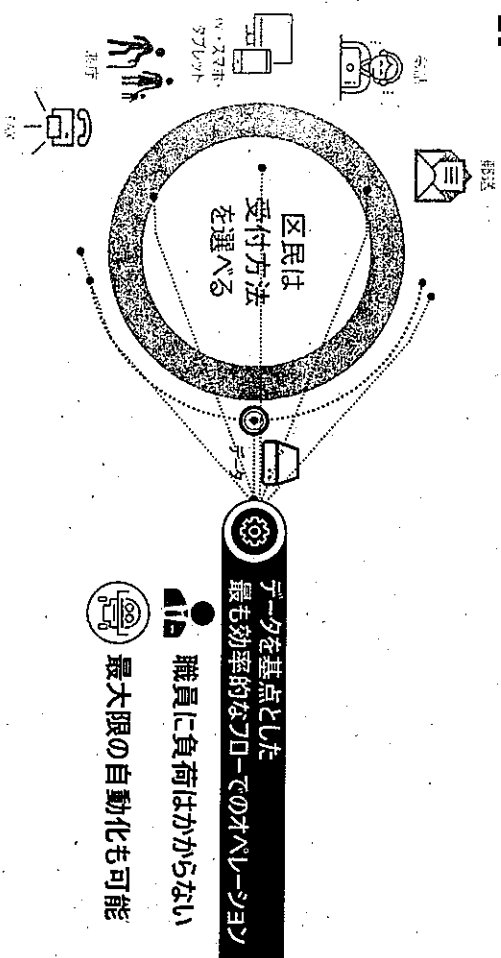
確かな安全のもと、効果的にデジタル技術と情報が活用されている

DX戦略のコンセプト

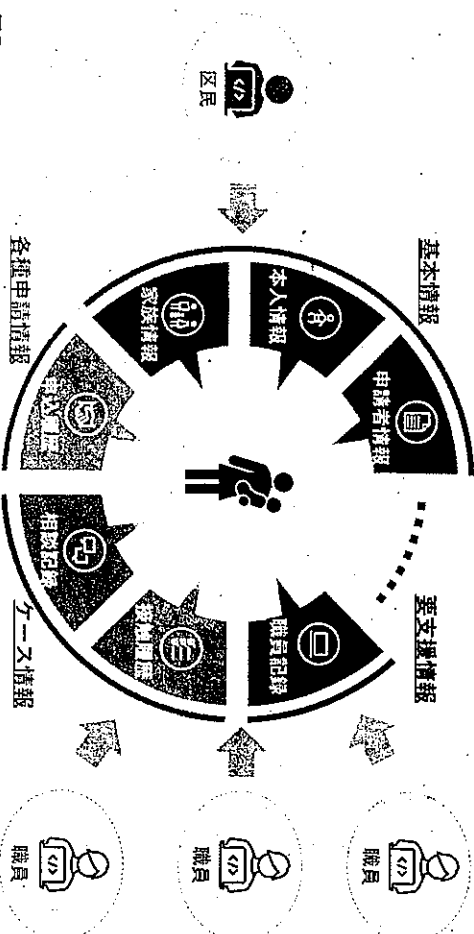
区民が選択できる



デジタルワークフローの実現



区民一人ひとりを個でとらえたサービス『CRM』の実現



温もりのあるサービス『Face to Face』



DX戦略の取り組みの全体像

全体像

前提

だれもがデジタル技術の恩恵を享受できる

- ・多様な手段の提供
- ・デジタルを使いたいけど苦手な人への支援

各分野における取り組み

- ・子ども、福祉等の各分野でもデジタルにより便利に

ほしい情報が届く

- ・自分に合った情報が届く

わかりやすくサービスが受けられる

- ・できるだけ書類は少なく
- ・自分が使えるサービス、手続きを確認できる

窓口ではスマートに

- ・書かない、待たない
- ・スマートな窓口

いつでもどこでも手続きできる

- ・オンライン手続き
- ・24時間365日家からでも申請可能

職場環境改善・事務効率化
(生産性向上)

前提

セキュリティ対策

取組み内容

だれもがデジタル技術の恩恵を享受できる

- ・高齢者スマホ教室
- ・スマホ相談窓口
- ・町会等支援

ほしい情報が届く

- ・区ポータルサイト (プッシュ型情報発信)
- ・区公式LINE

わかりやすくサービスが受けられる

- ・区ポータルサイト (手続検索)
- ・手続きガイド
- ・BPR

いつでもどこでも手続きできる

- ・区ポータルサイト (オンライン申請、予約)
- ・web会議窓口検討

窓口ではスマートに

- ・申請書作成支援システム導入
- ・異動受付支援システム実証実験
- ・窓口キャッシュレス

職場環境改善、事務効率

《ワークプレース》

- ・リモートワーク
- ・無線LAN環境整備
- ・オフィスレイアウトモデル事業 (本庁、出張所等の一部で実施)

《ペーパーレス》

- ・BPR推進
- ・紙資料の電子化
- ・会議室等のモニター設置

《コミュニケーション》

- ・MS365 (Teams、SharePoint等の活用)
- ・スマホ導入

《事務効率》

- ・RPA、AI-OCR
- ・AI議事録
- ・職員向けAIチャットボット
- ・生成AIトライアル



本区独自のポータルサイト

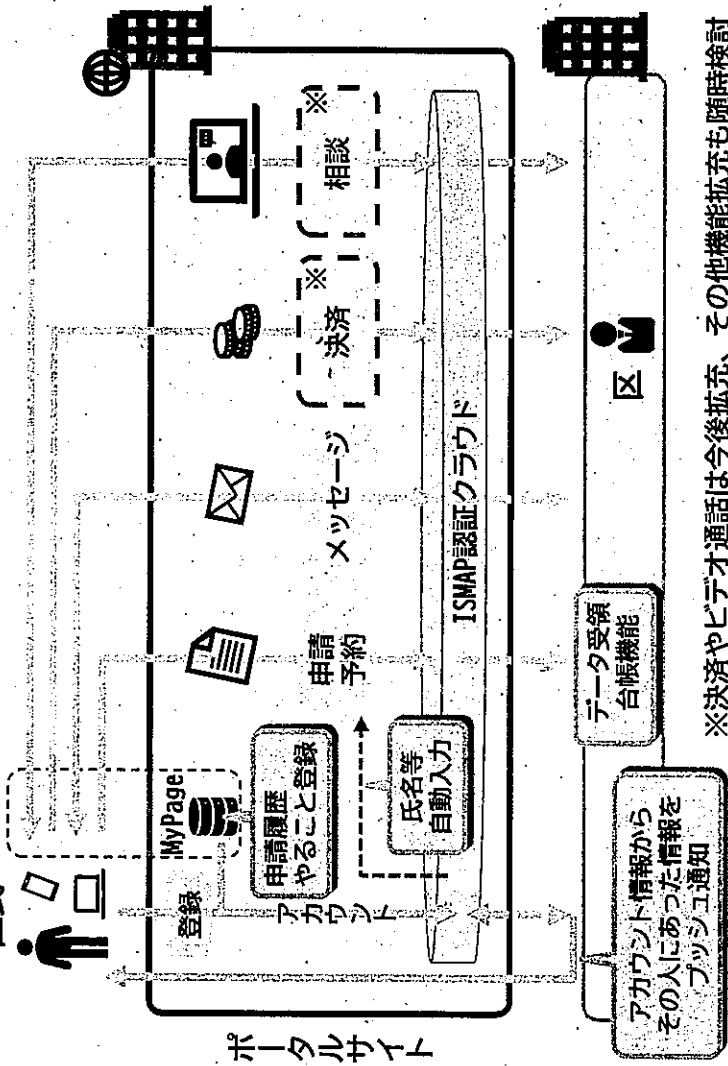
1. ポータルサイトとは

- 区DX戦略に掲げる将来像を実現する取組みであり、デジタル世界で区民がますます駆け込むことのできる『区と区民の結節点』をめざすもの
- オンライン申請だけでなく、予約、決済、相談等を集約
- 区民一人ひとりに合った情報をプッシュ型でお届け
- 氏名や住所などは何度も同じことを書かせない

利便性の向上
(+業務効率化)

全体イメージ

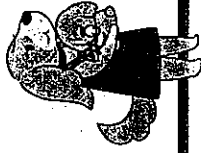
区民 アカウント登録 (メール認証) → ID・パスワードでログイン



※決済やビデオ通話は今後拡充、その他機能拡充も随時検討

2. 対象

- 子ども子育て関係の手続きから開始
- 約40手続をオンライン化
⇒ 順次拡大
- 今後、他分野の手続きにも順次拡大



3. 周知及びスケジュール

8月上旬～

- 広報千代田 (8/5号を想定)
- HP、LINE、SNS
- 各手続の案内とあわせた周知
- 各施設等でのチラシ配布
- ※一部先行してチラシを配付する場合あり

8月下旬 (8/26予定) ポータル運用開始

- 運用開始記念イベント開催
- ・ 子ども向けイベント
- ・ 申込や抽選をポータルで実施
⇒ ポータル周知・体験・声の収集



4. その他

- 現在、歯科健診のオンライン予約について、ポータル基盤を活用して先行的に実施中

行政視察報告書

報告者 板倉 永紀

〔所感〕 令和5年8月23日(水) 15:30 糸満市

糸満市——「糸満市子どもを虐待から守る条例」について

- ・糸満市議会事務局 赤嶺氏より案内を頂き、兼城満康事務局長よりご挨拶を受け、子ども未来部子ども未来課長 土原直美氏 同係長 宇都宮智氏より説明を受けた。
- ・虐待相談件数は、年々増加しており、子どもに対する虐待は深刻かつ重大な問題となっており、糸満市では「糸満市子どもを虐待から守る条例」を昨年12月28日に公布された。
市民に対し児童虐待防止への理解を深めるとともに、市・警察・学校等の関係機関の責務が明確化され、情報共有を強化することにより、児童虐待の事前防止と早期発見につなげ、すべての子どもを虐待から守り、健やかに成長できる社会の実現することを目指している。
毎月18、19日を児童虐待防止推進の日と定め、啓発を行っている。
- ・条例制定後、相談件数も減少しており、効果は表れており継続して取り組む必要があると感じている。



糸満市議会事務局



議事係

赤嶺
あかみね

優介
ゆうすけ

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL (098)840-8100 FAX (098)840-8101
E-mail: USK@city.itoman.lg.jp



糸満ハーレー



糸満市議会事務局

局長 兼城 浩康
かねしろ ひろやす

〒901-0392
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL (098)840-8100
FAX (098)840-8101
E-mail: ka1963ne@city.itoman.lg.jp



糸満市役所

こども未来部こども未来課

課長 上原 直美



千羽鶴再生紙

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL 098-840-8191 FAX 098-840-8154
E-mail: kodomomiraika@city.itoman.lg.jp



糸満市役所

こども未来部 こども未来課 こども未来係

係長 うつのみや とも
宇都宮 智

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL 098-840-8191 FAX 098-840-8154
e-mail: satoshi-utsunomiya@city.itoman.lg.jp

能 上 厚

令和 5 年 8 月 23 日
大分市議会議員行政視察
糸満市役所全員協議会室

「糸満市子どもを虐待から守る条例」について

I 条例制定までの経緯

①児童虐待死事案の検証報告（令和 2 年 3 月 23 日）

- 児童虐待死事案に関する糸満市における対応等について、事実を把握し、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために実施。
- 本検証において、次の提言がなされた。
 - ⇒支援の一体性・連続性を確保するため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体的に設置し、合同研修等を行い、組織的な共通認識をもつこと。
 - ⇒平成 30 年 4 月からは、正規職員の専門職が 2 人配置されているが、安定的に切れ目なく継続的な支援を実施するためには、子ども家庭総合支援拠点の配置基準である専門職員は正規職員を配置し、支援の充実を図ること。
 - ⇒DVと児童虐待は密接な関係があり、その対応については専門的な技術が求められることから、婦人相談員等は、非常勤職員ではなく正規職員を配置し、支援の充実を図ること。
 - ⇒情報の集約・蓄積・整理を行い、転出先や児童相談所等の関係機関へ情報を迅速かつ効率的に提供するために、相談管理システムの導入を進めること。
 - ⇒市教育委員会は、市内小中学校全校へスクールソーシャルワーカーを配置すること。また、学校で生じる問題に対応するスクールロイヤーの配置も必要である。
 - ⇒学校内で児童虐待の早期発見、具体的な対応方法等について組織体制を強化すること。
 - ⇒学校、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察、医療機関、福祉機関、地域等との実効性のある機関連携が図れるよう要保護児童対策地域協議会を活用すること。

②本市議会議員からの条例制定に係る提案・現市長の公約

- 令和元年 9 月議会以降、複数の議員から児童虐待防止条例の制定の必要性について、一般質問がなされる。
 - ⇒子どもは生まれたときから一人の人間としてその権利が尊重され、保障されなければならない。
 - ⇒こうした認識のもと、社会全体として子どもを虐待から守り、その健やかな成長を支え、安心して子育てができるまちを目指し、全ての市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、児童虐待防止条例の制定に向け

3 主な対応策（体制整備、運営方法、予算措置等）

<平成 30 年 3 月より>

- こども未来課と健康推進課の定期的なケース検討会議（連絡会）を開催。

<平成 30 年度より>

- 児童家庭課を「こども未来課」と「保育こども園課」に分課。
- こども未来課に専門職員（社会福祉士、保健師）を配置。
- 要対協ケースに関して、共通リスクアセスメントシートを使用。
- 虐待のリスクアセスメント指標を使用。
- 受理会議を週 1 回（毎週初日）開催。その他、緊急時に開催。

<令和 2 年度より>

- こども未来課に子ども家庭総合支援拠点を設置。
- 健康推進課に子育て世代包括支援センターを設置。
- 要対協実務者会議に弁護士を配置。

<令和 3 年度より>

- 児童相談システムの導入

<令和 4 年度より>

- 糸満市子どもを虐待から守る条例の施行
- こども未来部の設置（こども未来課、保育こども園課）。
- 「こども家庭総合拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の一体的運営に係る研修会の開催（事例検討）
- 児童虐待防止講演会の開催
- 児童虐待防止に関するアンケート調査の実施

4 今後の課題

- 子ども・子育ての相談機関としてのこども未来課の周知。
- 相談件数の増加に伴う子ども家庭支援員の増員。
- 婦人相談員の正規職員配置。
- 市内小中学校全校へのスクールソーシャルワーカーの配置。

○糸満市子どもを虐待から守る条例

令和3年12月28日

条例第26号

子どもは社会全体の宝であり、生まれたときから一人ひとりが人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であります。

そして、子どもが家庭や地域のぬくもりの中で、愛されて育つ権利、守られる権利があり、夢や希望を抱きながら健やかに成長していくことは、糸満市民全ての願いであります。

しかし、ライフステージの多様化により、晩婚化、非婚化が進行するだけでなく、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する不安や孤立を感じる家庭が増加するなど、子育てを取り巻く状況に課題が生じてきております。

なかでも、子どもに対する虐待は、その健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える人権侵害であり、絶対に許されません。誰かの助けが必要となる子どもに、手を差し伸べることができるのは私たち一人ひとりであります。

子どもたちの幸せを守り虐待を防止し、全ての糸満市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関する基本理念を定め、市、保護者、市民等、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の未然防止及び早期発見、虐待から子どもを守るために必要な施策の基本的な事項を定めることにより、子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (4) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。
- (5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子どもの福祉に業務上関係のあ

る団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、弁護士、民生委員児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、何人も、これを決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。

3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。

2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し、必要な支援を行うものとする。

3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行うものとする。

4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより、人材の育成に努めなければならない。

5 市は、子どもを虐待から守るために、子どもの人権や意見表明権、自発的な行動を抑制するような暴言、体罰の禁止及び虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

6 市は、虐待を受けた子どもが、その心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割、体罰を含めた市民への意識実態調査その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して、人権に配慮

し、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めなければならない。

- 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについての理解を深め、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもが苦痛を受けているかを問わず、体罰を加える行為その他の心身の苦痛を与える行為及び保護者としての監護を著しく怠ることをしてはならない。
- 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、子育てに関して、市、児童相談所又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、必要な改善等を行うものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、第3条に規定する基本理念を理解し、虐待の未然防止及び早期発見に努めなければならない。

- 2 市民等は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子ども及び保護者を見守るとともに、声かけ等を行うことを通じて子育て家庭との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めるものとする。
- 3 市民等は、市が行う子どもの安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に努めなければならない。

- 2 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、市が実施する虐待の防止に関する施策に協力するとともに、互いの連携によるつながる支援に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、市及び児童相談所等が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。

(子育てに関する支援のための施策)

第8条 市は、虐待の未然防止に当たり、関係機関等と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実を図るとともに、安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。

- 2 関係機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(地域における子育て支援)

第9条 市は、市民等及び地域において子育て支援に係る活動を行う団体に対し、子育て

支援に係る知識の提供その他の必要な支援を行うとともに、市民等及び当該団体と連携をし、保護者が安心して子育てをすることができるような環境づくりに努めるものとする。

(妊娠期からの支援)

第10条 市は、妊娠期から切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターを活用した支援を行うものとする。

2 妊婦の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び同居者は、当該妊婦の身体的及び精神的な負担を軽減し、安心して生活ができるための配慮をしなければならない。

(乳児家庭全戸訪問事業等の活用)

第11条 市は、虐待の未然防止に当たり、次に掲げる事業により状況を把握できなかった家庭の情報を庁内関係部署において共有するよう努めるものとする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業

(2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項及び第13条第1項の健康診査その他の乳幼児に対する健康診査

(虐待の未然防止)

第12条 市は、虐待を未然に防止するため、子育て支援施策の充実を図るとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な取組みにより、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊産婦等の把握に努めるものとする。

(情報の共有)

第13条 市及び関係機関等は、虐待の早期発見及び早期対応のため、それぞれが保有する虐待に関する情報を共有するとともに、相互の連携及び協力を図るための体制の整備に努めなければならない。

(虐待の防止等のための個人情報の提供)

第14条 市長は、虐待の未然防止並びに虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る子ども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に関する情報を警察及び関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

(虐待の早期発見)

第15条 市、市民等及び関係機関等は、虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、虐待の早期発見に努めなければならない。

2 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、法第6条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）をしなければならない。

（通告及び相談に係る対応等）

第16条 市は、通告があった場合は、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、子どもの安全の確認及び確保を行わなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市区町村又は児童相談所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。

2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。

3 市は、通告及び虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。

（転出等をする場合の措置）

第17条 市は、虐待を受け、又は受けるおそれのある子ども及びその保護者に対する支援中において、これらの者が転出をする場合若しくはその事実が判明した場合は、支援が途切れることのないよう転出先の市区町村へ必要な情報を引き継ぐものとする。

（子どもに対する保護及び支援）

第18条 市は、児童相談所、所轄警察署及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもを守るため、当該子どもに対して、必要な保護及び支援を行うものとする。

（保護者に対する指導及び支援）

第19条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、虐待の再発防止のための指導及び支援を行うものとする。

（子どもの家庭復帰及び自立に係る支援）

第20条 市は、児童相談所及び関係機関等と連携し、施設入所等の措置又は一時保護の解除がなされた子どもの家庭復帰及び自立に当たって、必要な支援を継続して行うものとする。

（虐待の防止の啓発）

第21条 子どもを虐待から守り、市民に広く児童虐待の防止等の取組への理解及び協力を求めるため、児童虐待防止推進月間及び児童虐待防止推進の日を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 児童虐待防止推進の日は、毎月18日及び19日とする。

4 市は、関係機関等と連携し、児童虐待防止推進月間等の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会)

第22条 市は、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の運営が、適切かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

2 前項の要保護児童対策地域協議会は、虐待から子どもを守るため、構成員が保有する情報の共有を図るとともに、構成員同士の連携等に努めなければならない。

(財政上の措置)

第23条 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

1 条例制定の背景及び目的（糸満市子どもを虐待から守る条例）

- 子ども達の幸せを守り虐待を防止し、全ての糸満市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会の推進。
- 子どもを虐待から守ることに関する基本方針を定め、市、保護者、市民等、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の未然防止及び早期発見、虐待から子どもを守るために必要な施策の基本的な事項を定めることにより、子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与。

2 児童虐待防止に向けた具体的な責務

市の責務

- 子どもにとって最善の利益となるよう取組む。
- 子育て家庭が孤立することのないよう必要な支援を行う。
- 専門的な知識及び技術の修得に関する研修等を行う。
- 人材の確保及び資質向上を図ることで人材の育成に努める。
- 体罰の禁止及び虐待の通告義務等について啓発活動を行う。

市民等の責務

- 虐待の未然防止及び早期発見に努める。
- 子育てに係る保護者の負担を理解し、地域で子育て家庭を見守る。
- 市が行う子ども安全の確保に協力するよう努める。

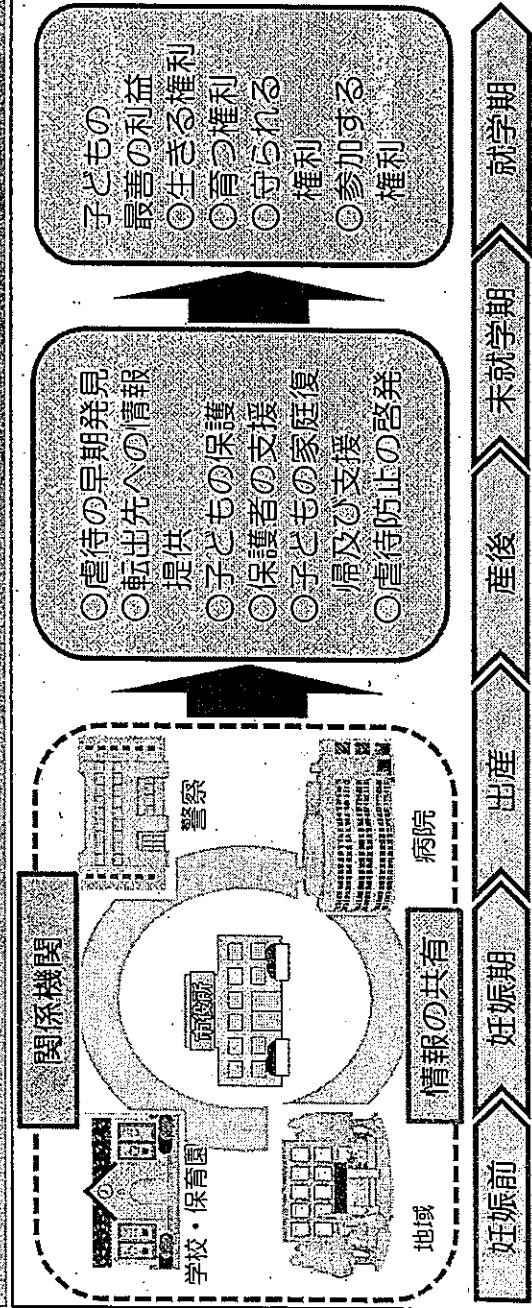
保護者の責務

- 虐待を決して行わず、子どもの健全な成長、発達に努める。
- 子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努める。
- 体罰を加える行為その他の心身の苦痛を与える行為をしない。
- 子育てに係る生活環境が地域社会から孤立しないよう努める。
- 関係機関等による指導、助言等に対し、必要な改善を行う。

関係機関等の責務

- 虐待の未然防止及び早期発見に努める。
- 子どもを虐待から守るため、虐待防止に関する施策に協力する。
- 子どもの安全の確保及び安全の確保に協力する。

3 支援体制のイメージ図



4 啓発活動

児童虐待防止推進月間

- 広報媒体（広報誌、ホームページ等）の活用
- 市内全世帯へ児童虐待防止広報用チラシ配布
- 横断幕及び懸垂幕の設置
- 職員及び議員へのオレンジリボン着用の推進
- 市民ギャラリーでのパネル展示
- 公用車への広報用マグネット貼付



パープルリボンは
女性に対する暴力根絶、
オレンジリボンは
児童虐待防止の
シンボルマークです。

所 感

藤田敬治

「糸満市こどもを虐待から守る条例」

糸満市では、児童虐待死の事案が発生して以降、子どもへの虐待ゼロへを目指して社会全体として子どもを虐待から守り、その健やかな成長及び発展を支え、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、条例を制定し、各種の施策に取りくまれている説明を受け、大変参考になりました。

特に、条例施行後の施策として、
・こども未来部の設置（こども未来課、保育こども園課）
・「こども家庭総合拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の一体的運営に係る研修会の開催（「事例検討」）
・児童虐待防止講演会の開催
・児童虐待防止に関するアンケート調査等を実施することにより、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、支援のあり方、人材の育成につなげている点は、今後、大分市が取り組んでいく中で、大変参考になりました。

「千代田区のDXの推進について」

千代田区は、「デジタル技術を活用し、区民の利便性と職員の生産性を向上すること」を定義し、だれもが取り残されことなくデジタルの恩恵を享受できる、区民の多様な幸せの実現と職員の生産性向上に向け、千代田区DXの推進を行っています。

DX戦略の将来像として、1 区民が、いつでも、どこでも、だれもが自分に合った方法を選択して、サービスを受けることができる、2. 職員は、自分の働き方をデザインすることができ、いつでも、どこでも、無駄なく、コラボして仕事ができる3. 確かな安全のもと、効果的にデジタル技術と情報が活用できることを掲げ取り組んでおり、参考になりました。

特に、デジタルデバイト対策として、高齢者向けスマホ講習会や、複数参加型の講習会に加え、スマホ相談窓口の設置の計画、窓口キャッシュレスの開始、職場のレイアウト変更（ワークプレイス変革）区独自のポータルサイトを立ち上げることにより、オンライン申請だけでなく、予約、決済、相談等を集約し、利便性の向上に取り組まれている点は、大変参考になりました。

大分市も、全庁的にDXの推進を行っていますが、千代田区のDX戦略を参考に、さらなる取り組みを行うことにより、市民が、各種事業を活用する際に、より利便性が向上することの必要性を強く感じた次第です。

行政視察報告書

自民党 二宮 博

令和5年8月22日(火)

所感

千代田区では、自治体 DX について視察を行い、デジタルを活用した窓口キャッシュレスや高齢者向けスマホ講習会などについて説明を受けた。窓口キャッシュレスにおいては、クレジットカード、電子マネー、コード決済など多様な手段で実施されるなど工夫されており、高齢者向けのスマホ相談についても、住民目線に沿った施策展開となっていた。自治体における DX は全国的な課題であり、千代田区も含めて先進都市の事例を研究し、本市でもこれまで以上に積極的に取り組んでいくべきと感じた。

令和5年8月23日(水)

所感

2日目の糸満市では、「子どもを虐待から守る条例」について視察を行った。全国的に虐待事件が後を絶たない中、糸満市では市からの転出後に死亡する事案が発生し、事案の検証および再発防止等について検討がなされた。子どもへの虐待はなかなか周囲が気付きにくい難しい問題であり、スクール~~ソーシャル~~^ニシャルワーカーなどによる地域活動が重要な取組である。大分市ではスクールソーシャルワーカーは23名が配置されており、これまでに死亡時案などは発生していないが、よりきめ細やかな対応をしていくため増員が必要かについて継続した議論が必要である。また、相談しやすい環境づくりとして、条例化による周知啓発効果など、現状に加え新たな取組の調査研究にも積極的に取り組む必要性を感じた。今後本市において今回の視察で得た視点を十分に活用していきたい。

行政視察報告書

視察報告議員 田島 寛信

【視察期間】 令和4年8月22日(火)～8月24日(木)

【視察日】 令和4年8月22日(火)

【視察先】 東京都千代田区

【調査事項】 千代田区 DX 戦略について

【所感】

デジタル活用によって、住民一人ひとりに適切なタイミングで最適なサービスを出前型で届けたい。このような考え方にに基づき、千代田区はDX（デジタルトランスフォーメーション）戦略を進めている。コロナ過で移動が制限され、地域コミュニティや経済的にも大変なダメージを受けたことも、千代田区がDXに取り組む必然性を高めたようだ。民間でもリモートワークやオンラインでのサービス提供が進んでいる中、行政も今までの在り方を考える時期に来ていることは明白だが、一方でデジタル化についていけない世代をどのようにDXに対応させるのかが、今後の最重要課題ともなろう。今後の千代田区の動きを注視していきたい。

3
【視察日】 令和4年8月23日(水)

【視察先】 沖縄県糸満市

【調査事項】 糸満市子どもを虐待から守る条例について

【所感】

全国的に虐待相談件数は、年々増加しており、虐待により子どもの尊い命が失われる痛ましい事件が全国で後を絶たないなど、子どもに対する虐待は、深刻且つ重大な問題となっている。このような中糸満市では、糸満市子どもを虐待から守る条例が制定されている。一般的に子どもの虐待は、親自身の育ちの問題、家族の孤立、貧困など、さまざまな心理・社会的な要因が複雑に絡み合って生じる。虐待する親をひどい親と思いがちであるが、子育ての大変さを家族や周囲の人になかなか分かってもらえず、親自身も苦しんでいたり、孤独だったりして、そのストレスを子どもに向けていることも多い。この条例により、各諸機関が連携しあいながら、虐待をする親と子どもに周囲のあたたかい支えと適切な援助が与えられ、一人でも多くの子どもの虐待が減少することを期待したい。

研修調査の内容

報告者 倉掛 賢裕

(1) 千代田区「DXの推進」について

(所感)

「誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる」ことを目的に、区民には自分にあった方法を選択してサービスを受けられるように、職員には自分の働き方をデザインし、ムダなく、コラボして仕事ができるよう、先進的に取り組みを行い、行政が挑戦している姿に好感を抱いた。

中でも、8月26日から運用を開始するポータルサイトの取り組みは、オンライン申請だけでなく、予約、決済、相談等を集約し、区民一人ひとりに合った情報をプッシュ型で提供する。これにより区民は手続きの際に何度も同じことを書くことがなくなり、区民には必要とする情報が届くなどの恩恵が享受されるとともに、職員はムダなく仕事をするできるようになり、区民、職員ともにデジタル技術の恩恵を享受する区と区民のデジタル結節点が出来上がることになる。

将来的には、生成AIなども活用され、区の業務はデジタル化により効率化されていくのだろうと思う。千代田区に限らず、今後の行政の目指していく方向性が見えたように感じた。本市においても、DXを推進する上で、まずは市民ニーズや業務の効率化を最重点に考え、ポータルサイトのようなプッシュ型の情報提供や窓口に来なくても完了する手続きシステムの構築に迅速に取り組んでいく必要がある。

研修調査の内容

報告者 倉掛 賢裕

(1) 糸満市子どもを虐待から守る条例について

(所感)

平成 31 年 2 月に千葉県野田市で起こった児童虐待死事件は、数ヶ月前まで住んでいた糸満市でも虐待の疑いがあった。この事案を受け、糸満市における対応等について検証を行い、市長の公約や複数の議員からの児童虐待防止条例の制定の必要性の質問がなされたことから条例が制定され、昨年令和 4 年に施行されている。

現状での条例制定後の効果や成果を聞いたところ、施行からの期間も短いため、今のところ目に見える大きな成果等はわからないとのことであり、条例制定後の新たな事業が行われているということでもなかった。

条例の中では市・市民・保護者・関係機関の責務を明確にし、子供たちの幸せを守り虐待を防止し、地域の力で子どもと家庭を支える社会づくりを目的としており、部局をまたがる子どもや家庭に関わる相談や支援の一体的運営目指しているとのことだった。

本市には「大分市子ども条例」があり、現在、児童相談所の設置に向け、県の児童相談所と大分市子ども家庭支援センターが密に連携し、専門的な能力を持つ職員の研修も行ってきている。糸満市の条例や取り組みとは形は異なるが、本市の取り組みはしっかりと誠実に取り組んでいるものと評価していいと思う。しかしながら、児童虐待を見抜ける場所は家庭以外では限定的であり、先日の児童死亡事件のように、児童には形跡がなく、親の突発的な暴力から子供を守るにはどうしたらいいのか等、改善していくべき課題は山積している。

今後は特に、保育・幼児教育機関や学校、放課後児童クラブやデイサービスなどとの連携、子供が対面でなくとも 24 時間相談できるポータルサイトの開設などが必要ではないか。積極的に提案していきたいと思う。

(東京都千代田区・DXの推進について)

23区の中でも、最も人口(68,506人)が少ない千代田区ではありますが、昼間人口は約90万人で在り、夜間人口と比較すると約13倍で、全体の面積の約12%が「皇居」です。

DX戦略の取り組みとして、「誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる」を前提とし、ほしい情報が届く・わかりやすいサービスが受けられる・いつでもどこでも手続きできる・窓口ではスマートに、また、職場環境改善・事務効率に取り組んでいます。スマホ講習会を実施し、今後スマホ相談窓口を設置する予定だそうです。また、千代田区独自のポータルサイトを作成し、子ども子育て関係の手続きから開始しているとの事です。本市においても、DX推進することにより、各種申請など、利便性の向上と、ペーパーレスによる業務効率化につながると思いました。また、いろいろな情報を知りたい人が、知りたいときに知ることが出来ると思います。

(沖縄県糸満市・子供を虐待から守る条例)

沖縄本島最南端に位置し、人口6万人ほどで、全域に南山城跡など全域に遺跡が分布する。

R2年に児童虐待死が報告され、R3年に公布され、R4年に^{施行}~~施行~~された。条例を制定したことにより、市民に児童虐待防止への理解を深めてもらおうと共に、市や保護者、警察・学校など関連機関の責務が明確化され、また、関係機関における情報共有を強化することで、虐待の未然防止と早期発見につなげ、すべての子供が虐待から守られ、健やかに成長できる社会の実現を目指し、

「地域の力で子供と家庭を支える社会の推進」を図る。推進月間を定め、啓発活動を行う。

本市においても、虐待の早期発見を重要と考え、スクールソーシャルワーカーなど相談者、

相談機関等を充実させ、啓発活動を積極的に実施していくことが早期発見につながり、未然防止、再発防止をすることが出来ると思えました。

大分市議会自由民主党行政視察所感

自由民主党 進 義和

令和5年8月22日から24日における3日間で、①東京都千代田区「DXの推進について」
②沖縄県糸満市「糸満市子どもを虐待から守る条例」についての視察を行いました。
その所感について下記のように報告いたします。

① 東京都千代田区 DXの推進について

1日目(22日)に東京都千代田区 DXの推進について視察を行いました。

千代田区のDX戦略の将来像として3つの目標を掲げていました。

1 区民は、いつでも、どこでも、だれもが、自分に合った方法を選択して、サービスを受けることができる。

2 職員は、自分の働き方をデザインすることができ、いつでも、どこでも、ムダなく、コラボして仕事できる

3 確かな安全のもと、効果的にデジタル技術と情報が活用されている。
この3点の将来像と4つのコンセプト

1 区民が選択できる 2 区民一人ひとりを個でとらえたサービス CRM
の実現 3デジタルワークフローの実現 4 温もりのあるサービス Face To
Face

を軸にDXに取り組んでいるものでした。

区民はどこにいても情報を得たり、手続きができ、行政としては、職場環境の改善や事務の効率化、生産性の向上を図ることができ、DXにより、より豊かな社会を目指すものでした。

もちろん、デジタル技術に置いていかれがちな、高齢者等においてデジタルデバインド対策としてスマホ講習会やスマホ相談窓口等の設置等により、DXの推進を図っていました。

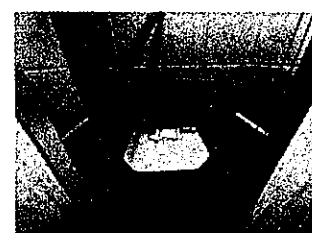
また、令和4年8月からは、窓口でのキャッシュレス化を開始し、クレジットカードを始め電子マネーやコード決済を行えるようにしたことにより、より区民にとって便利にしているとのことでした。

また、区役所での職場環境の改善にも着手し、書類のデータ化にすることにより、紙ファイル等を納めていたキャビネット等を削減することにより、スペースが広がり、従来はなかった、WEB 会議ブースや集中作業ブース等を設置することができたとのことでした。

現在、独自のポータルサイトの構築を行っており、様々なお知らせ、情報や申請等を簡潔にできるように構築を行い、8月には、子ども向けの情報等を発信する予定であるとのことでした。

これから先、本市においてもDXは身近な存在として我々の社会に当たり前のよう存在していると思います。

便利になるからこそ、その恩恵を最大限活かして市民の心を豊かに、そして活力ある大分市を目指して頑張ります。



② 沖縄県糸満市「糸満市子どもを虐待から守る条例」について

2 日目(23 日)に沖縄県糸満市へ「糸満市子どもを虐待から守る条例」について視察を行いました。

この条例は、子どもたちの幸せを守り虐待を防止し、すべての糸満市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会の推進を行うことや、子どもを虐待から守ることに関する基本方針を定め、市、保護者、市民等関係機関等の責務をあきらかにするとともに、虐待の未然防止および早期発見、虐待から子どもを守るために必要な施策の基本的な事項を定めることにより、子どもの心身の穏やかな成長及び発達に寄与することを目的とされているところです。

そもそもの条例制定に至った経緯として、令和2年に起こった児童虐待死事案から始まり、3月には検証を行い、これを条例制定を行うため現市長の公約として始まったものであります。

お話の中で、虐待に通じるところとして、家庭の貧困、親の子育て放棄等いろいろな問題点についてご教授いただきました。

また、警察、地域、教育委員会、児童相談所等の連携が不可欠であり、その情報の共有は最重要項目であることとしていました。

市としての責務として、子どもにとっての最善の利益の追求、子育て家庭の支援を行うこと、専門的知識や技術的の習得等の研修等を行うこと、人材の確保や資質の向上を図ることにより、人材育成を行うこと、体罰の禁止及び虐待の通告義務等について啓発活動を行ったりすることで、子どもたちを守ることを最優先としていくとしている。

その他、保護者の責務、市民等の責務、関係機関等の責務として、それぞれがその責任をしっかりとその分野ごとに明記されている。

支援体制の構築も、市を中心に、学校・保育園、警察、地域、病院で情報を共有し、虐待の早期発見、子供の保護、保護者の支援子供の家庭復帰や支援等を行い、子供の最善の利益、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利についてこの条例において明記されており、これを市民への周知等啓発活動を行い、2度と同じ悲劇を生まないように活動しているとのことであった。

最近、児童虐待のニュースを耳にするようになったが、本当に残念であり、未然に防げることは、たくさんあると思います。その情報さえ伝わらず、気が付かず、子どもたちが犠牲になっていくことは、本当に辛いものがあります。だからこそ、地域や、大人たちが目や耳での気配りがこれからはもっと必要になってくると思います。



研修調査の内容

報告者 牧 貴宏

(1) 「DX の推進」について

日時 令和 5 年 8 月 22 日 (火)

視察先 東京都千代田区

(所感)

千代田区は東京 23 区の中央部に位置し、面積順で 19 番目の広さを有する。

内閣総理大臣官邸や国会議事堂等、日本の首都機能が集中しており、皇居がある事でも知られている。

人口は令和 5 年 7 月現在 68,506 人と 23 区の中で最も少ないが、昼間人口は約 90 万人で、夜間人口と比較して約 13 倍という特徴がある。

千代田区 DX は「デジタル政策課」と「情報システム課」からなり、それぞれ役割を与えられている。

デジタル技術活用による行政サービス・業務生産性の向上が「デジタル政策課」、業務システムの運営と整備、情報セキュリティ対策が「情報システム課」。

DX に求められる利便性の向上や確かな安全性確保を、2つの課が連携して運営されている。

区民へ DX の取り組みとしては、令和 5 年 8 月よりオンライン申請等が可能な独自のポータルサイトを運用開始。

オンライン申請や予約、決済、相談、情報発信などの様々な機能がまとめられる予定となっている。

まずは子育て関係の手続きよりスタート、今後子育て以外の分野も含め順次拡大していく予定。

いつでもどこでもオンライン手続きが可能なのは大きなメリットで、子育て中の保護者にとって子育ての空いた時間に出来るのはありがたいはず。

区民が求めている物事をしっかりとリサーチし、そこへ向けサービスを行う姿勢、これこそが行政サービスの基本だろうし見習いたいものだ。

庁内においての DX の取り組みは、データ管理や活用はもちろん、ワークプレイス変革を積極的に行なっている。

新型コロナの影響もあり WEB 会議も頻繁に行われるようになったが、それに対応するように従来のオープンスペースから個室仕様にしたたり、一人で集中して作業出来るブースを設置する等、柔軟な発想が印象的であった。

そういった場所を確保する為、キャビネットを大幅に削減。

この作業では不必要な書類を整理したり、情報のスリム化も進んだとの事で、思わぬ副

産物もあったようだ。

全体的に見て千代田区の DX 推進は、人の温もりを残しつつ、区民や職員をサポートしてくれる良き取り組みに感じた。

もちろん大分市でも DX 推進は行われているが、今後千代田区ポータルサイトで予定されているオンラインでの相談や決済等、検討してみる価値は十分にある。

今回の視察が大分市民皆様の役に立つよう、引き続き調査研究を続けたい。

(2) 「糸満市子どもを虐待から守る条例」について

日時 令和5年8月23日(水)

視察先 沖縄県糸満市

(所感)

糸満市は沖縄本島の最南端に位置しており、那覇市から南へ12kmの場所にある。

太平洋戦争における沖縄戦では激戦区となり、多くの住民が戦禍の犠牲となった歴史があり、ひめゆりの塔や沖縄平和祈念公園がある事で知られている。

人口は令和5年7月末で62,330人28,233世帯となっている。

「糸満市子どもを虐待から守る条例」は令和3年12月に交付、施行は令和4年4月、子ども未来部子ども未来課によって運用されている。

市、保護者、学校、警察、その他の市民等、まさに糸満市一丸となって虐待から子どもを守り育てる、といった内容になっている。

以前糸満市より他都市に転出、そこで児童虐待による死亡事故があった。

それだけに条例制定に対して、並々ならぬ子ども達への愛情と、もう痛ましい事故は起こさせないという決意を感じる。

様々な報道であるように、全国の警察による昨年の児童虐待の摘発は過去最高。

日本が抱える大きな問題の一つとして認識されている。

それだけに少しでも多くこの問題を解決し、未来の日本を支える子どもたちには、希望を持って伸び伸びと生活する環境を整えたいものである。

条例の体制整備の段階からこども未来課に社会福祉士、保健師といった専門職員を配置、さらには要対協実務者会議に弁護士を配置するなど、人材配置と専門性を重視している点に注目したい。

条例を見ると、虐待の未然防止及び早期発見に関する事、子どもの安全確保や必要な保護及び支援、再発確保にいたるまで細かく作り込まれ、法としては整っている感がある。しかし児童虐待防止に関するアンケート調査では、子ども未来課を知っている市民が半分以下ということがわかった。

そして市内小中学校全15校に対してスクールソーシャルワーカーが2人であったり、

マンパワー不足感もいなめない。

この様に問題はあるものの、しっかりと担当課もそれを把握しており、これからの進化に期待すると同時に、大分市にマッチする内容は積極的に取り入れる事を検討する等、今後も調査研究を続けたい。

行政視察報告書

視察報告者 山本 卓矢

【視察期間】 令和5年8月22日～8月23日

今回8月22日の視察では東京都千代田区の「DXの推進について」と8月23日、沖縄県糸満市において「幼児虐待防止条例について」以上2箇所の行政視察を行いました。

【視察日】 令和5年8月22日（火）

【視察地】 東京都千代田区 千代田区庁舎内

【調査事項】 DX推進について

【調査概要及び所感】

千代田区のDX推進事業を視察。千代田区では、ポータルサイトを作成し、区民への住民サービスの向上や職員の働き方向上を目的に推進を進めている。

区役所内も従来の役所では無く、どこか外資系の企業のようなフリースペースの導入や業務内容などに合わせて働く場所を選択し、働き方をデザインするABW（activity based working）を積極的に導入している。

特に子育て世代に対しては、千代田区独自のポータルサイトを通じてプッシュ機能を活用し、歯科検診や子供向けイベントなどを告知している。区民が欲しい情報が届き、ポータルサイトで手続きが検索でき、いつでもオンライン申請ができ、行政サービスとしては先進的な印象を受けた。そのほかにもデジタルバйд（情報難民）対策として、高齢者向けのスマホ講習会を開催し、スマホ相談窓口を開設（予定）するなど、対策を講じている。大分市のDX推進と比較すると、人口等の基本データ量の違いはありますが、市民に分かりやすい形での進捗は見えていないのが感想です。情報化推進計画を基に、どのアクションプランを選択し、行政サービスの向上に寄与するかが必要。現時点で考えることは子育て世代に対して推進する必要があると考える。さまざまな生活様式の中で、電子申請を推進することで、子育て世代に対しての負担減ができるのではと考えます。

特に共働きや、母子父子家庭など時間の限りがあり、申請で仕事を休まざるを得ない状況を考えると、前に進める必要があると考えます。

最後にDX推進で行政業務の変革に伴う生産性向上は行政業務のみだけでなく、議会も同様だと考えます。そして、どこまでの行政サービスを推進していくか、目標をどこに持って行くのかが、DX推進に特に必要です。市役所内の業務変革、行政サービスを切り分けて考える必要もあると考えます。

今後、議会を通じて提言して参ります。

【視察日】 令和 5 年 8 月 23 日（水）
【視察地】 沖縄県糸満市市役所内
【調査事項】 児童虐待防止条例について

8 月 23 日沖縄県糸満市にて幼児虐待防止条例について視察。糸満市では過去に児童虐待死事案が発生。その後事態を把握し、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討している。検証結果のさまざまな点を提言されている。

糸満市議会でも条例規定を提案され、令和元年 9 月議会以降、複数の議員から児童虐待防止条例の制定の必要性について一般質問がなされている。

その後令和 4 年度より児童虐待防止条例が施行されている。

児童虐待防止に向けた具体的な責務も記されており、市の責務、市民等の責務、保護者の責務、関係機関等の責務があり、それぞれの機関で努力義務が設けられている。

課題としては、それぞれのスクールソーシャルワーカーの人員不足、相談件数の増加に伴う子供家庭支援員の人員不足、婦人相談員の正規職員配置。など人手不足に対する課題がある。児童虐待死をなくすためには、早期発見、早期対策が必要であり、学校などの教育現場など少しの違和感を感じて未然に防ぐ必要があるが、人員不足で気づく点を見逃す可能性もあると、感じた。

大分市では子ども家庭支援センターを通し、さまざまな機関との連携を行っているが、ノウハウの継承や、財源の確保など課題はある。子ども家庭支援センターは虐待を受けた子供たちの最後の砦であり、そうなる前に未然に防ぐためのも学校などの教育機関で未然に防ぐ必要がある。

今後、調査研究し、本市に対して議会を通じて提言してまいらる。

支 出 調 書

支出番号	第 8-8 号	会派代表者	経理責任者
令和 5 年 8 月 31 日 起票		阿部	菅
支出科目	調査旅費		
支出額	26,400.- (2,200円×12名)		
支出内容	25年8月22日～24日 行政視察, 旅費取扱手数料 12名分 (会派)		
支出先	ハート・トゥベ 特ノハート		
領収書等貼付欄 阿部剛司、岸野基義、仲道俊寿、板倉正弘、 藤田敬治、二宮博、田島寛信、倉掛賢裕、 長野辰生、進義和、牧貴志、山本卓也 12名 領収書別紙			

領収書が複数の場合は裏面に貼付すること。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

阿部 剛四郎 様

金 額

¥ 2 2 0 0

(内消費税 〃)

但し 手数料として

上記の金額正に領収しました。

印

紙

取扱者

ハートトラバド 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

秦野 恭義 様

金 額

¥ 2 2 0 0

(内消費税 〃)

但し 手数料として

上記の金額正に領収しました。

印

紙

取扱者

ハートトラバド 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

仲道 俊寿 様

金 額

¥ 2 2 0 0

(内消費税 〃)

但し 手数料として

上記の金額正に領収しました。

印

紙

取扱者

ハートトラバド 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

板倉 永紀 様

金 額

¥ 2200

(内消費税 〃)

但し 手数料として

上記の金額正に領収しました。

印

紙

取扱者

ハートトラバ 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イオビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

藤田 敬治 様

金 額

¥ 2200

(内消費税 〃)

但し 手数料として

上記の金額正に領収しました。

印

紙

取扱者

ハートトラバ 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イオビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

二宮 博 様

金 額

¥ 2200

(内消費税 〃)

但し 手数料として

上記の金額正に領収しました。

印

紙

取扱者

ハートトラバ 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イオビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いもの並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

田 島 寛 信 様

金 額

¥ 2 2 0 0

(内消費税等)

但し 手数料として

上記の金額正に領収しました。

印
紙

取扱者

ハートトラベル 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

倉 掛 賢 裕 様

金 額

¥ 2 2 0 0

(内消費税等)

但し 手数料として

上記の金額正に領収しました。

印
紙

取扱者

ハートトラベル 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

長 野 辰 生 様

金 額

¥ 2 2 0 0

(内消費税等)

但し 手数料として

上記の金額正に領収しました。

印
紙

取扱者

ハートトラベル 株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

進 義 和 様

金 額

¥ 2 2 0 0

(内消費税等)

但し 手数料料として

上記の金額正に領収しました。

印
紙

取扱者

ハートトラベル

株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

牧 貴 宏 様

金 額

¥ 2 2 0 0

(内消費税等)

但し 手数料料として

上記の金額正に領収しました。

印
紙

取扱者

ハートトラベル

株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

領 収 証

令和 5 年 8 月 16 日

山 本 卓 也 様

金 額

¥ 2 2 0 0

(内消費税等)

但し 手数料料として

上記の金額正に領収しました。

印
紙

取扱者

ハートトラベル

株式会社 ハート

代表取締役 前田 信治

〒870-0046 大分市荷揚町9-9イワビル1F

TEL 097-594-3303

FAX 097-594-3302

※この領収証に社印、取扱者印の無いものと並びに金額を訂正したものは無効です。

支 出 調 書

支出番号	第 8-9 号	会派代表者	経理責任者
2023年 8月 31日 起票			
支出科目	その他の経費		
支出額	¥8,759 —		
支出内容	6.7月分電話料等 (阿部議員)		
支出先	NTTファイナンス㈱		
領収書等貼付欄 別紙添付			

領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

2023年 8月 31日

会派代表者 殿

会派名 自由民主党
氏 名 阿部剛四郎

電 話 等 利 用 計 算 書

(2023年 6 月分)

項 目	登録番号	金 額 (円)	支出先	備 考
電話料金	097-524-2073	4,038	NTTファイナンス(株)	
FAX料金				
インターネット料金 (プロバイダ名)				
タブレット通信料				
携帯電話料金		6,884	NTTファイナンス (株)	
合 計		① 10,922		

① × 40% = 4,368円 …… ②

② 又は 13,000円のうち、少ない方の金額 →

請求金額 4,368円

※ 領収書は、別紙又は裏面に貼付し、添付してください。

2023年 8月 31日

会派代表者 殿

会派名 自由民主党
氏 名 阿部剛四郎

電 話 等 利 用 計 算 書

(2023年 7 月分)

項 目	登録番号	金 額 (円)	支出先	備 考
電話料金	097-524-2073	5,200	NTTファイナンス(株)	
FAX料金				
インターネット料金 (プロバイダ名)				
タブレット通信料				
携帯電話料金		5,778	NTTファイナンス (株)	
合 計		① 10,978		

① × 40% = 4,391円 … ②

② 又は 13,000円のうち、少ない方の金額 →

請求金額 4,391円

※ 領収書は、別紙又は裏面に貼付し、添付してください。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

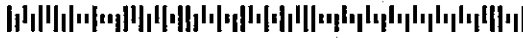
870-0325
大分市久原中央2丁目3-21

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

阿部 剛四郎 様

Webでのお問い合わせ先



023082103047758615

04861

発行年月日 2023年 8月17日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒812 博多区大井1丁目 日本郵便(株)
-0001 博多北郵便局 私書箱1003号
社用コード M30041111003 04861 04736 00 M
81.100000 0 0 23080301M

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	2023年 8月ご請求分	9,238円	2023年 8月31日(木)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

9,238円

9,238円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名
口座番号

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ *** フレッツ光の割引サービス(光ももっとも割、Web光ももっとも割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。* NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2023年 8月17日発行)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

阿部 剛四郎 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2023年 6月ご請求分

2023年 6月 30日振替

領収金額 (AMOUNT RECEIVED) 8,084円

金融機関名
BANK/POST OFFICE口座番号
ACCOUNT

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	097-524-2073	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023 年 8 月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	----------------

ご請求内訳 (お客様番号 097-524-2073)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆097-524-2073		7月分	
◇NTT西日本ご利用分			
4,038	2,780	回線使用料〈基本料〉(住宅用) 6月 1日～ 6月30日	合 算
	800	ダイヤルイン使用料 6月 1日～ 6月30日	合 算
	85	INS通話料 6月 1日～ 6月30日	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合 算
	367	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)			
4,038	4,038	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分		8月分	
4,364	2,780	回線使用料〈基本料〉(住宅用) 7月 1日～ 7月31日	合 算
	800	ダイヤルイン使用料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	382	INS通話料 7月 1日～ 7月31日	合 算
	6	ユニバーサルサービス料他 2番号分のご請求となります。	合 算
	396	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
ITTコミュニケーションズご利用分			
836	760	INS通話料 6月 1日～ 7月31日、0570	合 算
	76	等をご利用の場合は、その料金を含む	
◇NTT西日本分 (小計)		消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
5,200	5,200	(小計)	
◇合計		合計	
9,238	9,238	2か月分のご請求額です。	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
097-524-2073	2023年10月ご請求分	2023年10月31日(火)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	8,569円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます(協会があります)。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算
して15日後に再度振替させていただきます。

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あくまで日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加
入電話)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業協
会から1番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。
NTT西日本からのお知らせ
※電話のご注文・お問い合わせは「116」へ(無料)／振替電話からは0800-2000116へ(無
料)※電話の故障は「113」へ(無料)／振替電話からは0120-44113へ(無料)※フレッ
ク・ひかり電話:0120-116116へ(無料)／振替電話:0120-248995へ(無料)※弊社分
請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

【NTTファイナンス】や【NTT】をかけた不審な電話・SMSにご注意ください
気になることがございましたらNTTファイナンスお客様相談センター
または最寄りの警察署へご連絡ください。
NTTファイナンス お客様相談センター 0800-333-6661
ゼロハチゼロから始まるフリーダイヤル(通話料無料)です。
受付時間:午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)

【NTTファイナンス】からのお知らせ
NTTグループ各社ご請求金額
NTT西日本分ご請求額
(合計) 8,569円

振替口座情報
金融機関名: 大分銀行 坂ノ市
口座番号: 0272154

NTTファイナンスからのお知らせ
奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

NTT西日本からのお知らせ
ドーンと学割、光はじめ割は割引契約期間満了時に契約が自動延長さ
れます。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生
する必要があります。割引適用期間中に本割引を解約された場合はNTT西日本フレッツ公式
サイト <http://flets-w.com/wari> から解約金発生状況を確認してください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分
1/で確認ください。

お知らせ

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

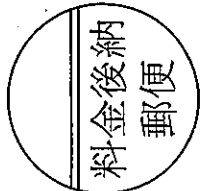
お客様電話番号等
(BILLING NUMBER) 097-524-2073
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
阿部 剛四郎 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2023年10月17日発行)

2023年 8月ご請求分	(2023年 8月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	9,238円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	

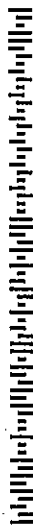
印紙税申告納
付につき 芝
税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

8,569円 8,569円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



870-0325
大分市久原中央2丁目3-21

阿部 剛四郎 様



023072603019640655

重要
Important

親展
Confidential

NTTファイナンス

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2023年 7月13日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70

Webでのお問い合わせ先



お問合せ先 0120-800-000 / ドコモ

【速付先】

〒810 福岡市中央区白金1丁目20-3

-0012 総務課ビル9階

社用コード CG4-S8B-J-00-555-000225-60(27)

03206823-EG742029763#

① ここから、②の順にゆっくりお読みください

※お読みになっている場合は、十分に確認してから、ゆっくりお読みください。誤読入はお客様のプライバシーに悪影響を及ぼす可能性があります。

内訳項目 金額 (円)	内訳金額 (円)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN ご利用期間 (6/1~6/30)	税区 TA:
◆基本使用料等 (計) 4,150	4,150	ギガライト2 (内訳) SPモード利用料 (内訳) SPモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,706	1,700	Xi・SMS通信料 かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 403	300 100 2 1	留守番電話サービス利用料 請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本	合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算
◇消費税等相当額 (計) 625	625	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計 6,884	6,884	合計	合 算
		<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、6月末で ○ポイントのお知らせ 6月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 6,259円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	合 算

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

870-0325

大分市久原中央2丁目3-21

郵便区内特別



NTTファイナンス

00201870

9T1EAE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 8月13日発行
発行会社 差出:NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
[遠付先]
〒810 福岡市中央区白金1丁目20-3
-0012 紙与楽院ビル9階
社用コード 9T1-EAE-J-03-2DL-000470-60(27)
<100000> 00001

阿部 剛四郎 様



0039870#



Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
0039870#	2023年 8月ご請求分	5,778円	2023年 8月31日(木)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTTドコモ分ご請求額 5,778円
(合計) 5,778円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名
口座番号

【NTTドコモからのお知らせ】

*** ドコモからのお知らせ ***

昨今の原材料費上昇による請求書等発行コストの増加に伴い2023年11月請求分より請求書等発行手数料を改定します。詳しくはドコモホームページ「ドコモからのお知らせ」をご確認ください。誠に恐れ入りますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

前月ご請求金額

6,884円 (税込)

ポイントのお知らせ

2022年6月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されました。街やネットのお店でのお買物や、ドコモの各種サービスでdポイントを多く獲得いただくほどdポイントがたまりやすくなります。詳しくはdポイントクラブサイトにご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則としてご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

阿部 剛四郎 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

(2023年 8月13日発行)

2023年 7月ご請求分
2023年 7月 31日振替
領収金額(AMOUNT RECEIVED)
6,884円
金融機関名 BANK/POST OFFICE
口座番号 ACCOUNT

印紙税申告納
付につき乏
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

870-0325
大分市久原中央2丁目3-21

郵便区内特別



00201870

9T1EAE

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70発行年月日 2023年 8月13日発行
発行会社 差出: NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【速付先】
〒810 福岡市中央区白金1丁目20-3
-0012 紙与楽院ビル9階
社用コード 9T1-EAE-J-03-2DL-000470-60(27)
<100000> 00001

阿部 剛四郎 様



0039870#



Webでのお問い合わせ先

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2023年 8月ご請求分	5,778円	2023年 8月 31日(木)

前月ご請求金額 6,884円 (税込)

ポイントのお知らせ

2022年6月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されました。
街やネットのお店でのお買物や、ドコモの各種サービスでdポイントを
多く獲得いただくほどdポイントがたまりやすくなります。
詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、
ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTTドコモ分ご請求額 5,778円
(合計) 5,778円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名
口座番号

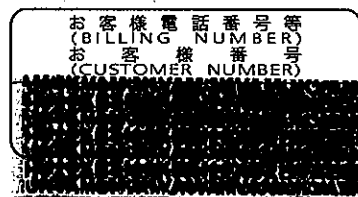
【NTTドコモからのお知らせ】

*** ドコモからのお知らせ ***

昨今の原材料費上昇による請求書等発行コストの増加に伴い2023年11月請求分より請求書等発行手数料を改定します。詳しくはドコモホームページ「ドコモからのお知らせ」をご確認ください。誠に恐れ入りますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2023年 8月13日発行)

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

阿部 剛四郎 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

2023年 7月ご請求分	
2023年 7月 31日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,884円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	
口座番号 ACCOUNT	

印紙税申告納
付につき
税務署承認済NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

(お客)

1. The first step in the process is to identify the problem or issue that needs to be addressed. This involves gathering information and understanding the context of the problem.

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

870-0325
大分市久原中央2丁目3-21

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

9T1EAE

阿部 剛四郎 様



0034472#



Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 9月14日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒810 福岡市中央区白金1丁目20-3
-0012 紙と薬院ビル9階
社用コード 9T1-EAE-J-03-2DL-000383-60(27)
<100000> 00001

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	2023年 9月ご請求分	5,778円	2023年 10月 2日(月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTTドコモ分ご請求額 5,778円
(合計) 5,778円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報

金融機関名

口座番号

【NTTドコモからのお知らせ】

*** ドコモからのお知らせ ***

昨今の原材料費上昇による請求書等発行コストの増加に伴い2023年11月請求分より請求書等発行手数料を改定します。詳しくはドコモホームページ「ドコモからのお知らせ」をご確認ください。誠に恐れ入りますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます場合があります。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)



ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

阿部 剛四郎 様

(2023年 9月14日発行)

2023年	8月ご請求分
2023年	8月 31日振替
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	5,778円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	
口座番号 ACCOUNT	

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

支 出 調 書

支出番号	第 8-10 号	会派代表者	経理責任者
2023年 8月 31日 起票			
支出科目	その他の経費		
支出額	¥1,740 —		
支出内容	8月分燃料費として (阿部議員)		
支出先	東九州石油㈱		

領収書等貼付欄



系内古古番 (令収又番)

売上

2023年08月29日 13:11

キャッシュパ

阿部議員

現金固定

61-01131-000083-001



シートNo. 0112-02

ハイイフ

P- 6 内税 10%

53.80L, J

@206.00 ¥6963

11100.00

合計

¥6,963

(内消費税等

¥633)

(内ガソリン税

@53.80

¥1,818)

※上記にて領収書とさせていただきます。

1万-3037

7千- 37

2023/08/29 (073171)

東九州石油㈱

大在SS

大分県大分市城原字尾崎2674-2

TEL097-592-4001

担当:



領収書が複数の場合は裏面、又は別紙に貼付すること。

会派代表者 殿

2023年 8月 31日

会派名 自由民主党
氏 名 阿部剛四郎

燃 料 費 計 算 書

(2023年 8 月分)

月 日	燃料費 (円)	支出先
8月29日	6,963	東九州石油㈱
計	① 6,963	(②の控除理由)
控除すべき金額	②	
小計 (①-②)	③ 6,963	
請求額 (③×25%)	1,740	

※ 領収書 (カード利用の場合は納品書) は、裏面 又は別紙に貼付してください。
※ 領収書 (カード利用の場合は納品書) には車番、給油年月日、金額が記載されていること。